

第443回（定例）福崎町議会会議録

平成24年3月12日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成24年3月12日、第443回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 15名

1番	北山孝彦	9番	宮内富夫
2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量		
8番	難波靖通	16番	松岡秀人

1. 欠席議員 1名

15番 高井國年

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ く り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	山本欽也	水 道 課 長	長澤茂弘
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	後藤守芳

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 特別委員会の設置
日程第 5 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は15名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、本日の議会に高井議員が欠席という届けが出ておりますので、報告しておきます。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。

東森総務文教 皆さんおはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から、閉会中の委員会での各課の報告事項について調査報告をいたします。

去る1月27日に副町長、教育長、会計管理者、各担当課長、学校教育課課長補佐出席のもと委員会を開催、調査をいたしました。

総務課からは、嘱託・臨時職員採用試験について、平成24年1月23日現在の区長の異動について、平成24年3月24日に田原幼稚園竣工式を行うこと、一般行政職の採用人数の変更について、2名追加し5名になるとの報告を受けました。

企画財政課からは、第4次総合計画実施計画（平成24年度から平成26年度）について、平成24・25年度福崎町競争入札参加資格審査申請の受付について、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起の後の状況についての報告を受けました。

出納室からは、平成23年度歳入歳出計算書（平成23年12月31日現在）についての報告を受けました。

税務課からは、平成23年度町税等の徴収実績について、前納報奨金の廃止を含めた見直しについて、平成23年分所得税・住民税の申告相談のお知らせと受付会場について、平成24年度からの扶養控除の変更について、また平成24年3月31日をもって納税組合を廃止するとの報告を受けました。

学校教育課からは、（仮称）田原幼稚園建設工事の進捗状況及び周辺整備（町民第2グラウンド）について、福崎東中学校下水道切替工事の入札結果について、平成24年1月12日の福崎幼稚園の学校給食で異物が混入していたとの報告を受けました。

社会教育課からは、平成24年福崎町成人式の出席状況について、学校支援地域本部事業（ウインタースクール）の日程及び参加申込状況について、福崎町立図書館運営規則の一部改正について、また兵庫県指定文化財三木家住宅第2回修理工事現場見学会を平成23年12月10日に行い、町内外から170名程度の参加があったとの報告を受けました。

2回目の委員会は2月28日に副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと開催し、調査いたしました。

総務課からは、嘱託・臨時職員採用試験結果について、役場庁舎3階照明器具改修工事の入札結果について、住民基本台帳法の一部改正について報告を受けました。

企画財政課からは、広域連携研究会の設立について、ふるさと応援寄附金の受け入れ状況について、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起後の状況についての説明を受けました。

出納室からは、平成23年度歳入歳出計算書（平成24年1月31日現在）について報告を受けました。

税務課からは、平成24年度税制改正の内容と、その改正による専決処分について、また平成24年度固定資産評価額縦覧台帳の縦覧を4月2日から7月2日まで行うとの報告を受けました。

学校教育課からは、（仮称）田原幼稚園建設工事の進捗状況について別紙により報告を受けるとともに、現地視察を行いました。その他、インフルエンザによる学校等の臨時休業について、また小学校6年生の中学校体験入学については、約160人の生徒が通学予定の東・西中学校での授業を体験したとの報告を受けました。

社会教育課からは、平成23年度文化功績賞並びにスポーツ功績賞について、全国子ども会連合会表彰について、平成23年度神戸大学共同研究の報告内容について、福崎町立柳田國男・松岡家記念館及び神崎郡歴史民俗資料館の今後の行事予定について、第25回神崎郡駆伝大会の実施要綱についての報告を受けました。

委員からは、数字の確認などが主なものでありました。そして意見としまして、幼稚園建設時における園児の登下校の安全について注意するように求められました。インフルエンザでの休校について、今回の事象を考え、次の対応を図られたいとの意見も出ました。

以上で総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会からお願いします。

民生常任委員会から、議会閉会中の事務調査報告を行います。

民生常任委員長 委員会は、1月30日、2月29日、町長、副町長、関係各課長の出席のもと、2回開催いたしました。

1月30日の報告をいたします。

住民生活課からは、一般廃棄物収集運搬業務委託の入札結果について報告を受けました。期間は平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間です。空き缶、ペットボトル、プラ、粗大ごみ、可燃ごみ、古紙、ミックスペーパー等の種別または地域によって、株式会社カンキョウ福崎支店、有限会社クリーン山田福崎支店、株式会社橋本清掃の3社と契約を締結されました。

住民基本台帳の一部改正について報告を受けました。外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるもので、国管理の一元化を図り、行政事務処理の基礎として活用するとともに、外国住民の手続のワンストップ化を図るものです。

一般廃棄物処理基本計画書の間接報告を受けました。まだ調整中のもの、これから計画するものもあり、進捗率は60%、24年から10年間の計画で、5年後をめどに見直しを行うとのことであります。

行事計画は、職員向け防災対策図上訓練、公害対策審議会を開催するとの報告を受けました。

健康福祉課からの報告をいたします。

兵庫ゆずりあい駐車場制度について報告を受けました。公共施設などに設置されている車いす利用者利用駐車施設を適正に利用できるよう、兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度であります。また、兵庫県身体障害者福祉協会はマークを交付されるようであります。

老人ホーム給食調理業務を入札により、日清医療食品株式会社近畿支店が落札をされました。

契約内容について質疑がありました。「契約は仕様書で明確にしており、主な業務は調理である」と答弁がございました。

文珠荘の下水道切替工事は、丸正エンジニアが落札されました。

下水道管が神積寺の敷地内に敷設してあり、賃借料について質疑がございました。「面積は55平米。平米あたり年50円」との答弁がございました。

巡回バスサルビア号再編計画（案）、障がいプラン及び障がい福祉計画（案）について、パブリックコメントの募集を行うとのことでした。期間は2月6日から3月5日まで。場所は役場ロビーほか3カ所、区長文書でも配布するとのことでありました。

民生児童委員の交代について報告を受けました。新町区で、退任者は志水喜代美さん、新任は山本始子さんとのことでありました。

水道課からの報告をいたします。

平成23年度工事執行状況の報告を受けました。

水道事業認可変更について報告を受けました。福田水源、井ノ口水源の浄水方法を、クリプトスポリジウム等対策として、塩素消毒のみの方式から、直接ろ過と紫外線処理方式に変更するとのことでありました。「給水人口と総合計画との人口に差異がある」との質疑があり、「給水人口は国の指導やコーホート式による算出をした」との答弁がございました。

開閉栓手数料を廃止するとの報告を受けました。理由としましては、県下では、都市部でほとんどが廃止になっているほか、「最近集合住宅に入居される方がふえており、入居者とのトラブルが起きていること、また郡内3町で会議を開き、廃止の方向で検討が進められている」との答弁がございました。

2月29日の報告をいたします。

住民生活課からは、まず協議事項が2件ございました。

公害防止協定に基づく協議は、株式会社デービー精工のプレス機の入替、工場立地変更届は株式会社ツボサカ精工福崎工場新築工事で、建築面積を縮小するものであります。2件とも全員賛成で了承することといたしました。

ツボサカ精工については、従業員数について質疑がございました。「福崎工場は男子15名、女子5名、合計20名。全社員数は134名。7名の新規採用もある」と答弁がございました。

報告事項です。中播衛生センターの改良工事について報告を受けました。1月では95%完了。予定どおり3月末には完了するとのことでありました。

町営住宅解体撤去工事は、山崎住宅2戸を解体するもので、入札の結果、西和建設が落札されました。処分地の確認について質疑がございまして、「マニフェストで管理している」との答弁がありました。

大貫不燃物中継基地ごみ搬出業務委託は、高見工務店が落札をされました。質疑で、「現物の再利用は可能か」との問いに、「管理人の了承があれば利用してもよい」こと、また「入札辞退の理由は」との質疑に、「業者に直接聞いていないが、業者の事情によるもの」との答弁がございました。

公害に対する各種調査結果について報告を受けました。違反企業には勧告を発令し、是正を行っている。今後も継続して実施をするとのことでありました。

健康福祉課からの報告をいたします。

国民健康保険事業特別会計について報告を受けました。

基金の取り崩し額は4,150万円で、残額は4万円となり、3月議会で補正

をお願いするとのことでした。

平成24年度の主な改正点は、前期高齢者（70歳から74歳）の方の自己負担割合1割を凍結する。外来療養に係る高額療養費の支払い方法を現物給付化する―お金を払わなくてもいいということであります。診療報酬の改定で1.379%アップ、薬価改定等ではマイナス1.375%となる等とのことでした。

介護保険事業特別会計について報告を受けました。

第1号被保険者の保険料は4,800円となり、前期に比べ1,200円アップとなるとのことであります。

後期高齢者保険料は2年に1度改定されます。保険料の大幅な上昇を抑制するため、23年度の剰余金見込30億6,000万円と県財政安定化基金から68億1,000万円を取り崩し、1人あたりの平均保険料の上昇幅を4,310円に抑制したとのことでした。

健康診査、予防接種について報告を受けました。

健康診査受診者は肺検診、胃と歯は減少、肝炎ウイルス検診は増加しました。またピロリ菌、ペプシノゲンは胃がん発生源となることがわかっており、成果があったと思っていること、24年度も18歳以上を対象に健康診査受診状況調査を行い、検診を勧めるとのことでした。

老人ホーム空調用電源改修工事の入札は、福崎電業が落札しました。28室にエアコンを入れるため、高圧受電設備を取りかえるとのことでした。

水道課からの報告をいたします。

23年度工事執行状況の報告を受けました。浄化センター南配水管新設工事の入札は、株式会社ニシカワ水道が落札しました。

23年度業務執行状況では、井ノ口水道管橋耐震二次診断業務の中間状況で、塗装とか橋脚の補強が必要との結果が出ているとのことでした。また八反田の水源地の調査について質疑があり、未実施との答弁がございました。

平成23年度水道使用料不納欠損処分予定については、破産、住居不明等で26件、77万2,050円の処分をしたいとのことでした。

給水規則の一部を改正するとの報告を受けました。主なものは開閉栓手数料の廃止、納付組合の廃止とのことであります。

以上で民生常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

石野産業建設 産業建設常任委員会から、この間の所管事務調査について報告いたします。

常任委員長 2月1日に町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。

産業課から、平成22・23年度業務委託及び工事進捗状況について、1ないし5ページにより報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第23期事業報告について、6ページにより報告を受けました。

津染池の漏水補修工事については、11月2日、株式会社龍巳から、「資金悪化により補修できない」との申し出がありましたが、業者が加入している工事損害保険の対象になることから、保険会社である三井住友海上火災保険と調整し、補修計画であったグラウト工法6本3列、計18本による修復工事を12月16日から進め、1月13日に完了したと報告を受けました。

工事は水位を下げて実施し、その後の降雨などで若干の水位の上昇はありましたが、工事による効果を確認するまでには至っていないとのこと、これからの貯水に伴い漏水量調査を行っていくとのことであります。

工事費用については262万5,000円で、うち150万円が保険から支払われることとなっており、残りの112万5,000円についても、株式会社龍巳に支払いを求めていくとのことでありました。

一審判決を不服とした、有限会社アケボノ企画からの控訴内容について、7ページの資料で報告がありました。

委員から、長期化することにより土砂対策がおくれたり、交通安全面でも対策が行いにくいなど支障があり、こうした面からの対策を求める質疑があり、「弁護士と協議したい」との答弁がありました。

農地・農業用施設等災害復旧事業について、8ページ左の資料で報告を受けました。

上井郷用排水路の災害状況及び復旧対応について8ページ右の資料で説明を受け、現地視察を行いました。

現場は福崎健康福祉事務所の東に位置するところで、図面のとおり、延長70メートルのうちの中央部を中心に、約25センチ隆起したというものでありました。原因は資料に記載のとおりのもので、水路の周囲の農地が23年9月2日から5日にかけての降雨により冠水状態が続いていましたが、上井郷水路の水位が先に低下し、水路の周囲や下部の浮力により持ち上げられたというものであります。再発防止として、水路の側壁に両側で150カ所のウィープホールと呼ばれる、外からの水圧が高いとき内側には流入するが、内側から外には流出しない直径50ミリの弁を設けるといふ工事を行い、現在の水路に用いられている二次製品を再度使用して被災前の状態に戻すというものでありました。水路西側の擁壁がコンクリート製で、水路周囲の土中に滞った水が抜けなかったということが今回の要因のようであります。

福崎町地域水田農業推進協議会から福崎町地域農業再生協議会への組織改編について、9ページの資料で報告を受けました。

福崎町商工会への無利子貸付金の返済について、商工会から商工会館建物の雨漏り補修の費用捻出のため、平成24年度に予定していた貸付金の返済猶予の申し入れについて報告を受けました。

委員から質疑があり、「当初5,000万円を貸し付けし、2,500万円が返済済みとなっている」こと、「残りについても毎年500万円ずつ5年間支払いを受ける予定であった」との答弁がありました。

東部工業団地へ製薬企業の工場進出の準備が進められているとの報告がありました。

まちづくり課から、平成22・23年度工事・委託業務執行状況及び橋梁点検実施状況について、10ページから14ページ左の資料で報告を受けました。

平成23年度用地・補償契約（町事業・県事業）進捗状況について、14ページ右の資料で報告を受けました。

入札結果について、15・16ページの資料で報告を受けました。

その他として、県事業（道路・河川等）の取り組み状況について、17ページの資料で報告を受けました。

下水道課から、平成22年度繰越工事及び平成23年度工事・委託業務執行状況について、18ページから20ページ左上の資料で報告を受けました。

平成23年12月末現在の下水道接続状況と水質分析結果について、20ページの資料で報告を受けました。

田原第3汚水幹線舗装本復旧工事、川すそ雨水幹線渠工事（その5）及びマンホールポンプ場機械電気設備工事（その9）の入札について、21ページの資料

で報告を受けました。

平成23年10月20日に発生した事故に係る三光運輸株式会社からの訴状について、22ページと23ページ左の資料で報告を受けました。

川端雨水幹線詳細設計業務委託の発注内容と発注箇所図について、23ページ左の資料で報告を受けました。

2月7日、ため池を活用した地域づくりについて、加東市の平池公園、稲美町の加古大池を視察。研修いたしました。

加東市の平池公園は報告書のとおりであります。旧社町時代の昭和43年度から平成6年度にかけて1,432ヘクタールの規模で土地基盤整備事業が行われ、合理的で整然とした農地・水路の配置となりましたが、一方で、昔ながらの田園の農村風景の情緒が失われたことから、住民の憩いの場としての平池公園構想が練られ、まず昭和55年度から57年度に計画、調査設計などが行われ、昭和58年から本格的に工事着手し、平成10年度までの間に3億400万円の事業費で歩道整備・管理施設・照明・ハスの植えつけなどが行われたと聞きました。

稲美町の加古大池は昭和63年度から平成12年度までの間、ため池の利活用として総額9億2,552万8,000円で、これとは別の予算だてで行われた堤体の補強工事と並行して遊歩道整備などが行われたとのことであります。

更衣室を兼ねたシャワー室3室、トイレを備えた管理棟は、月曜の定休以外はシルバー人材センターとの契約で、午前9時から午後5時まで常駐の管理人を置き、1回のシャワー室利用料の徴収を初めとして、管理に当たられており、この費用が年間165万円。ほかに光熱費・浄化槽管理費・警備費などで135万円の、計約300万円の年間経費とのことであります。シャワーは、池での遊泳は禁止ですが、カヌー、カヤック、ウインドサーフィンは年中可能で、そうした利用者のために設置されているとのことであります。

ほかに、管理棟のメンテナンスとして5年間に計120万円で内装の木質部等の補修を行ったことなども聞きました。別に、天満大池にはトイレのみが設置されていますが、この維持管理費は年間10万円以下とのことであります。

加東市の平池公園、稲美町の加古大池とも、ため池の住民、来訪者への憩いやウォーキング、ジョギング等健康の増進を図る場としても有意義な場として整備されていること、地元負担、池の水利権者等への負担なしに整備が行われたことなどが共通であったということが特徴的でありました。

3月2日、第1委員会室において町長、副町長、技監、関係各課長出席のもと、委員会を開きました。

工場立地変更届に基づく協議が2件ありました。

1件は、株式会社デービー精工福崎工場の平成24年2月6日付の工場立地変更届に基づく協議で、1・2ページの資料で説明を受け、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

あと1件は、株式会社ツボサカ精工福崎工場の平成24年2月22日付の工場立地変更届に基づく協議で、3ないし6ページの資料で説明を受け、委員会として全員賛成で了承することと決定しました。

産業課から、平成22・23年度業務委託及び工事進捗状況について、7ページ・8ページ左の資料で報告を受けました。また、2件の災害関連の入札結果について、8ページ右の資料で報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第23期事業報告について、9ページの資料で報告を受けました。

その他として、有限会社アケボノ企画との訴訟の経過について、10ページの

資料で報告を受けました。3月27日に判決が言い渡されるとのことでありました。

まちづくり課から平成22・23年度工事・業務委託執行状況及び箇所図について、11ページから14ページの資料で報告を受けました。

工事入札結果2件について、14ページ右の資料で報告を受けました。

県事業（道路・河川等）の取り組みについて、15ページの資料で報告を受けました。

下水道課から、平成22・23年度工事・委託業務執行状況について、16・17ページの資料で報告を受けました。

24年1月末現在の下水道接続状況と水質分析結果について、18ページの資料で報告を受けました。

川端雨水幹線詳細設計業務委託入札結果について、19ページ左の資料で報告を受けました。

住民基本台帳法の一部改正について説明を受けるとともに、関係する条例・規則・要綱の改正を行うことについて、19ページ右から20ページ左の資料で報告を受けました。

2月15日に発生した長目地区下水道管渠閉塞事象について、20ページ右の資料で報告を受けました。

資料の図の丸で囲んだ位置のマンホールで閉塞が起こり、上流部のマンホールで汚水が噴き出すということが起こったということでもあります。写真の説明に、「剥離したと考えられるインバート破片」とありますが、「インバート」とは、マンホールの底面で汚水がスムーズに流れるようモルタル仕上げしたものとのことで、点検の結果、このマンホールでのみインバートの剥離が発生しており、この破片がせきとめる形で横たわり、さらに各所から運ばれてきたと考えられる砂利が積み重なり、マンホールから下流部への塩化ビニール管への流れが滞ったことが原因だったとのことでありました。

極めて異例の事象で、長目地区内のすべてのマンホールで点検したが、ほかはすべて正常であったこと、問題のあったマンホールでは見つかった大きめの破片以外は小さな破片となって下流へと流され、マンホールポンプ場まで流れ着き、年1回のバキューム車でのかみ取りで除去されていたと考えられるとのことでありました。今後、このマンホールのインバートを、時期を見て再仕上げしていくとのことでありました。

なお、各課から3月議会への提出議案について報告がありました。

以上をもって産業建設常任委員会からの報告といたします。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 1月6日に議会運営委員会を開きまして、12月定例会の反省を中心にして会議運営委員長 議を開きました。

12月議会は2名の新議員さんを迎えて、16名全員がそろっての議会ということで、非常に全体としてはよい議会であったということでありました。

しかしそういうことの中で、議案の差しかえに当たるのか、あるいは単なる資料訂正で済むのかという、そういう点についての検討をしたところでもあります。

また、議会改革ということは永遠の課題であり、特に最近強調されておるところではありますが、そういう中で書記朗読の件についての検討を行いました。

また、去年の地方自治法改正を受け、これまで自治法で総合計画を議決事項と定めていたものがなくなりました。議会の権限拡大のために、福崎町議会としても議決事項をどんなふうにしていくかということについての検討が必要になって

おりますので、ぜひこれからも皆さん方のご意見もお聞かせいただければと思っております。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第1号及び議案第2号につきましては、本日すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませぬか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 2 番 12番、富田です。

先日工事概要の報告があったわけですが、この報告2号につきましては西光寺地区の下水道面整備工事の増額ということで、309万3,300円が増額されるという報告があったわけでございます。

その中で、かかった経費におきまして、説明ではガードマンにかかった費用が260万円という報告がございました。そうなりますと、工事にかかる費用が、この金額から引きますと49万3,300円となるわけなんですね。

そうなりますと、このガードマンにかかった費用なんですか、人数と日数、これはどのくらいかかったんですか。お答え願います。

下水道課長 交通誘導員につきましては、当初296人を予定しておりましたけれども、最終的に641人となりました。

期間につきましては、当初12月22日までの工期としておりましたけれども、掘削箇所ですさまざな、コンクリート構造物とか、それから不明な配水管等が出てくるということで、試掘等も出てまいりました。その結果、工期を3月9日まで延長いたしました。この工事自体は3月の初めに完了いたしました。

1 2 番 1日に何名ぐらいのガードマンが来てるんですか、この工事については。

下水道課長 この工事につきましては3班程度入って工事をしております。1カ所につきましては、その交通量等にもよるんですけれども、1名のところ、あるいは2名のところというような状況でございます。

1 2 番 今、町内におきましても非常に交通量がふえまして、警備も非常に難しいと思うんですね。私もたびたび通るわけなんですけれども、やはり警備が完全にできていない箇所もたまに見受けられるんです。要するに、警備会社のほうでそういう交通指導をお受けになって、そして現場に配属されていると思っておりますけれども、そのような確認を担当としてはされているんでしょうか、教育内容なんかは。

下水道課長 施工計画書等で下請業者としてガードマンの情報が上がってきております。その中で、実際に誘導に携わる人間の資格とか、それから経歴も上がってきております。

- 議 長 ほかにございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、報告第3号、議会の委任による専決処分報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第1号、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第3号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第4号、外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結します。
次、議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第6号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 5 番 議案第6号の介護保険条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。
事項別明細書の1ページの介護保険料を見せさせていただきますと、前年に比べて介護保険料の徴収額が7,265万円増加しております。結果、2億6,891万円に、37%の増加になってございます。
今年度は、平成24年度から26年度の3カ年のいわゆる1号被保険者、65歳以上の介護保険料を改正しようとするものでございます。
年々介護を必要とする人も増加し、またそれに伴って介護サービスも増加することは理解しておりますけれども、そのあたりから少しお尋ねしたいと思います。
議案第6号資料をごらんください。
これは改正前と改正後の新旧対照表ですが、保険料として確保すべき徴収の国の考え方に沿って、前年度までは階層を6段階に区分して徴収していたものを、今回から7段階に変更しようとするものでございます。

改正前の第6段階は所得200万円以上だったものが、改正後は所得400万円未満となり、第7段階が所得400万円以上に区分されてございます。例えば、旧の第6段階、いわゆる所得400万円以上の方については、年額の保険料が6万4,800円だったものが9万7,900円に、3万3,100円も高くなってきます。

また、よく比較されるその基準額については、5万7,600円以上のものは人数にして1,832人、全体の約4割のものが年額7万2,000円から9万7,900円となり、差額としては1万8,000円から3万3,100円も高騰する結果になってございます。

その変更点に至って、ただいまも私が申し上げました階層区分、あるいは保険料の増額の金額等について間違いあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 議案資料の2ページに改正前、改正後とあります。今おっしゃられましたとおり、改正前では第6段階の方が年額6万4,800円。この方が、400万円以上の合計所得がございまして年間9万7,900円。3万3,100円の増となります。そのとおりでございます。

5 番 余りにもちょっと増額が非常に高うございます。保険料を少しでも安くするために県補助金として約916万円が交付されて、また一般会計からも法定ルール分として約2億1,904万円が繰り入れされております。

それにしても、高い結果となっております。65歳以上の1号被保険者の多くの方々は、国民健康保険にも加入されておまして、その国保の保険料も年々医療費の増加に伴って上がっております。その国民健康保険も一般会計から法定分、いわゆるルールに従った繰り入れと、法定外、いわゆるルール外としても繰り入れがなされております。特に保険料の負担軽減のための繰り入れもされているわけでございますから、介護保険に至っても、今回のような大幅な保険料改定の折には、激変緩和措置として一般会計からの繰り入れができないものか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 一般会計からの繰り入れについてでございますけれども、介護保険事業では、一般会計からの繰入金につきましては現在、法で定められました介護給付費の公費負担と職員給与、また事務費等で24年度では2億1,904万3,000円を繰り入れることとしております。

介護保険では、国保のように一般会計からの法定外の繰り入れで財政運営をすることのないようにということで、創設時には、「保険料の全額免除をしないこと」、「一般会計からの繰り入れを介護保険財政に投入しないこと」、また「一律の保険料免除をしないこと」といった原則を設けておりますので、生活保護世帯の方にも保険料は賦課されることとなります。

保険料は能力に応じた負担を求める観点から、課税状況に応じまして所得段階が設定されております。特に国保につきましては、低所得者の保険料軽減分というものは国・県・市町で公費負担する制度――保険基盤安定制度というものがございまして、介護保険にはその制度はございません。被保険者全体で保険料の必要額を求めることとなっております。原則どおり法定外の繰り入れは行っておりません。

5 番 制度上の原則論は理解しているつもりでございますけれども、今回のような急激な保険料の改定については、かなり高齢者――65歳以上の方にも負担を求めることとなります。

ちょっと話はそれますが、福崎町の広報紙に毎月町長のコメントが掲載されております。ちょっと読みますと、今月の広報紙にイソップ物語の「北風と

太陽」の話を掲載されておられました。結論的には、消費税を上げずに福祉を維持する太陽政策の勝利だと、そのように町長は言われております。

嶋田町政は、他の市町よりも率先して中学生までの医療費を無料化にされたり、あるいは国よりも早く幼保一体化のための幼児教育を推進するなど、非常に太陽政策を充実されていると理解しております。今後もますます需要が増大する介護サービスを円滑に提供するためにも、何か思い切った、そういった太陽政策の方策が必要でなかろうかと思いますが、ただいまの課長の原則論については、繰入金法は法定外の一ルール分以外は非常に難しいこともよく理解しておりますけれども、何らかの保険料の軽減対策が取れないものか、そのように考えております。

例えば県下の他の市町で――同じように介護保険サービスはどんどん年ごとに増大しますから、それに伴って保険料も上がっていくわけでございます。そこで、他の市町で先ほど答弁にありました、そういう原則論以外の何らかの保険料を軽減するための施策を取り入れて介護保険を運営している市町はあるのかないか、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 他市町の状況でございますけれども、この保険料の軽減と申しますか、介護保険の財政に法定外の繰り入れを行っている市町というものは、ちょっと把握はしておりませんが、ないと思います。

5 番 実態調査されていないということなのですが、また改めて一度機会がありましたら、調査していただきたいと思いますが、先般、新聞報道によりますと、兵庫県の介護保険料の取りまとめの記事が掲載されておりました。それを見ますと、県下の市町の介護保険料の平均額につきましては、月額4,312円だったものが4,998円。上げ幅としては686円の改定になっております。記事の内容は、その686円の改定でも「大幅に増える」と、このような表現をされております。

福崎町の場合は今まで基準額3,600円だった保険料が1,200円もふえて4,800円になります。県下平均が686円に対して1,200円もふえるというのはどのあたりに原因があるのか、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 1月の時点で県が発表しております第5期の保険料は、今言われましたように月額4,998円でございます。福崎町は月額4,800円と、比較しますと月額198円安いのは安いんですけども、上昇額がご指摘のとおり月額1,200円と、大きな増額となります。

要因につきましては、給付費は年々増加していることと、第4期での保険料の積算につきましては月額4,000円という金額を算定してございまして、その前の第3期は3,900円でした。第3期では給付費が計画を大きく下回りまして、財政調整基金の保有額が約1億2,000万円となったことから、基金と軽減交付金の合計6,800万円程度を繰り入れ、4,000円から400円軽減して3,600円としまして、第3期よりも保険料を300円減額したわけでございます。このため今回の上昇率が大きくなりました。

第5期におきましても、保険料軽減には基金の保有額を考慮し、3年間で1,550万円と、軽減交付金を合わせまして2,460万円程度を活用して、月額では142円軽減したわけですが、4,800円といたしまして大きな、必要な保険料を設定いたしております。

5 番 そうしますと、この介護保険につきましては3カ年ごとに保険料を見直すことになってございまして、今の第5期というのは平成24年度から26年度まで。第4期というのは21年度から23年度まで。その第4期の保険料を決定するときに、今説明のありました、基金から年間6,800万円ほどを繰り入れすることによって、保険料が本来、基準額で4,000円のところを3,600円に抑制

したと。平たく言いますと、かなり保険料を安く設定した。その分、今回については非常に上昇して4,800円に上がったと、そのような回答であったと思います。

その保険料を決めるときに、向こう3カ年の介護サービスの供給量をどれくらい見込むか、あるいはその介護を受ける高齢者の方々を何人くらい見込むか、これが非常に難しい。推計値が出されると思うんですが、例えば平成22年度から23年度を見ますと1億円余りふえてございます。これは実績です。それで23年度から24年度、これは見込みなんですが、これについては5,780万円ぐらいの増と。今回の24年度から26年度あたりまでには1億300万円ほどの介護サービス量がふえると。非常に波があるわけなんです。

ですからそのあたりの、介護保険のサービス量を将来どの程度と推計する、いわゆる介護給付費の見積もりの仕方がこの保険料に影響してこようかと思うんですが、そのあたりの見積もりの方法を簡単に説明していただきたいと思います。

健康福祉課長 まず第5期におきます給付費の見積もりでございますけれども、これにつきましては第4期の各サービスの実績と、5期におきます介護報酬の改定、また5期において必要なサービスの確保をすることから見積もりをしております。

被保険者や要介護認定数につきましては、過去の実績と福崎町の年齢ごとの将来人口がございまして、推計しております。

給付費は、デイサービスなどの在宅サービスの利用が大きく伸びております。今後も利用が予想されます。26年度では通所介護とか短期入所、訪問介護を組み合わせた多機能の施設も1カ所の増設を見込んでおります関係で、第5期——26年度は大きくふえているような状況でございますけれども、第5期におきましても、在宅での生活を中心としたサービスを考へておりまして、居宅サービスの充実を図り、できるだけ給付費の抑制をするよう、介護予防にも努めていきたいと思っております。

5 番 過去からずっと介護給付費を見ておられますと、非常に増額してきております。直近の4年間で見ても3億2,000万円ほどふえて、26年度には13億7,000万円にも膨らんでいきます。もちろん介護を受ける方々、いわゆる高齢化社会に伴ってそういう方々がふえてくる。その要因が一番だと思っておりますけれども、できる限り、介護になる時期を先送りするような、介護の予防事業というものを十分やっていただいて、できる限り介護給付費を下げないことには、保険料がもう右肩上がりに上がってまいりますので、それを強くお願いしたいのと、それから、先ほど国民健康保険では保険料を軽減するための国の保険基盤安定制度ですか、そういった国の制度がありますので、ぜひ一度、各町とも国あるいは県に対して、そういった軽減制度を設けるように働きかけていただきたいと思っております。

私は介護を受ける本人もさることながら、介護する家族の方々にとっても非常に大変な重労働でございますので、この介護保険制度というのは世界に類を見ないような非常にすばらしい制度だと思っておりますから、この制度がいつまでも存続するためには、いろんな手だてが必要だと思っております。今のままでしたら、どんどん保険料が上がってきますので、将来この制度の存続が難しい局面が来る時期が訪れるのではないかと、その心配をしております。それを特にお願いして、最後にもう1点だけ質疑をさせていただきます。

この介護保険料の徴収の話なんですけれども、これにつきまして、保険料を決めるときに、介護サービス料あるいは国庫からの繰入金、そういったものを差し引いて、最終的には福崎町として介護保険料として確保すべき総額をまず決めて、それから人数等で割って保険料を徴収されると思っております。

その徴収の率を決めるときに、この資料で言いますと――議案資料の3ページの右側では、A欄が介護給付費の全体の額で、それからずっと必要な額を控除しながら、最終的には下から三つ目のK欄に予定保険料徴収率――99.3%の徴収見込みをたてておられます。本来でしたらその金額で徴収、調定されると思うんですが、ここを見ておりますと、その0.7%の滞納が想定されると。したがって、その滞納相当分を、確保しようとする保険料に上乗せして徴収されております。

ですから、こんなことはないと思いますが、万が一、100%保険料が徴収されたとすれば、計算しますと0.7%の滞納分を上乗せされてます。194万7,000円が上乗せになっておりますので、その分は、私は理論上非常に理解しにくい保険料の設定方式ではなかろうかなと。もちろんこれについても国等の行政指導でこのようにされておるとは思いますけれども、どうも考えますと、その滞納分だけは、善良な納税者にその分だけ上乗せされて賦課決定されているように思いますが、そのあたりのお考えをお尋ねいたします。

健康福祉課長 資料の3ページに計算方式を載せております。予定保険料収納率を99.3%としております。過去の実績から平均を出しているものでございます。保険料を算定する上におきましては、収納率というものは必ず考慮する必要があります。100%の徴収率を見込むというのが理想ではございますけれども、徴収努力はしておりますが、現状ではいろいろな事情により滞納が生じてまいっております。

国保、介護、後期高齢、すべてそうなんですけれども、収納率というものを考慮して計算をしております。保険料は制度運営のために重要な財源でございまして、不足した場合には収入は欠陥となりまして、安定した運営が困難となります。実態に即した収納率として算定をしております。

5 番 保険料財源は極めて重要で、これがなければ当然、介護保険制度も維持できませんので、重要だとは認識しておりますけれども、その保険料の額を決めるときに、滞納相当分を上乗せして保険料を決めるということ自体が、何かその分だけ余分に保険料を賦課されているような気がしますので、一度、言われていることも十分理解できますけれども、何となく理論上おかしいような気がしますので、また一度よく研究していただきたいと思っております。

以上、質問を終わらせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

4 番 介護保険料につきましては、65歳以上の方々、高齢の方々まで、認定をされておられる方が4,693人の中で、非常に割合が低いといえますか、多くないといえますか、健康でよいということにもなるわけですが、それだけに、「わずかな年金からずっと引かれ続けて、もうとられっ放しや」と、「もう私98やけど、もうとられっ放しでかなわん」という、こんな高齢者の方にもあるわけですが、こういうふうな不満も、もっともなご意見かなと思うんですよね。

これらを解消する手だてはないのかというふうなことです。かつては国民健康保険などでは無診療者に対する一定の報奨等があった時期もあろうかと思っておりますけれども、何らかの措置も必要ではないかなというふうにも思ったりもいたします。

また、寝たきり等になったりとかしますと、施設への入所は非常に難しく、「せっかく介護保険に入っておるのに」という不満もあるわけで、そういう両面の問題点がまだまだつきまとい続けているように思いますが、これは「もう制度上どうしようもないんだ」というふうなことにいってしまいますと、地方自治体の役

割というのもちよっと軽くなってしまうので、何らかの検討があってもいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

議 長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。
再開は10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

副 町 長 介護でありますとか医療でありますとか、また後期高齢も一緒なんですけれども、それぞれこういう保険制度を維持するためには一定の負担を求めなければなりません。基本的には社会保障と税の一体改革ということで、国のほうでもそういった考え方を出示していただいている、検討を加えていただいているように聞いておるわけでありまして、健康である人に対する報奨制度というんでしょうか、そういったような事柄につきましては、基本的にはそれぞれの保険制度の中において行わなければならないということにもなりますし、そういう関係から含みますと、また保険料、保険税にはね返ってしまうというところがあります。基本的に、一般会計のほうで、一般施策の中でといった話もあろうかと思うわけでありまして、介護保険制度ができるまでは、介護手当等、いわゆる寝たきり老人をお世話しておる家族の方に対する分野については、県の制度プラス、町の制度というような形で対応しておったわけでありまして、平成12年度に介護保険制度が施行された段階において、家族介護慰労金でありますとか、在宅老人の介護手当といったような形の中で、そちらへ移らせていただいております。

いずれにいたしましても、健康である方々に対する報奨分をそれぞれの保険制度、保険者に求めていきますと、また保険料がふえるということで、それらは国で、社会保障や税の一体改革の中で検討を加えていただけるような方向では求めていきたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第7号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第8号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

9 番 今回の条例改正は法改正により同居親族要件等が廃止になって、地方の裁量に任すと。こういうぐあいになったと思いますが、福崎町は現行のままいくと、このように説明を受けました。

こうして見ましたら、1点だけお尋ねをさせていただきたいんですけれども、身体障がい者のグループホーム、これはできるんでしょうか。

住民生活課長 福崎町の町営住宅では、低所得者向けの公営住宅ということで、グループホーム等の入居というのは今のところございません。

9 番 新旧対照表を見ましたら第6条の(イ)でございますが、この(イ)で「精神

障害」ということになっておりますが、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当するもの」ということがございます。このような方は、今お聞きしましたが、グループホームができないと、このようなことでよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 障がい者のグループホームのことかと思えますけれども、今の町営住宅の要件につきましても、原則としては、同居される方については「親族」という規定がございまして、ご承知かと思えますけれども。これによりまして、グループホームとなりますと、身体障がい者——身体だけではないんですけれども、障がい者の方が数名で共同生活をされるということになります。現在の要綱の中では「親族」と規定しております。またそれについては町の要綱でございまして、また検討は進めていきたいと思えます。

9 番 4月1日から障害者自立支援法の一部改正があるわけですが、その概要を見ましたら、5番目に「地域における自立した生活のための支援の充実」と、こういうことで改正されると思えます。

その中に、「グループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設」。助成を創設するということになっておりますので、せっかくこのように自立支援法ができて、「地域においてもこういうぐあいに助成をしてあげてください」、「助けてあげてください」と、このようなことがうたわれておりますので、グループホームはぜひとも必要ではないかと、このように考えますが。

健康福祉課長 障がい者プラン、また障がい福祉計画の中には、県の指針に基づき、「町営住宅、県営住宅等の活用を」というのが、このたび出されております。

それにつきましては、阪神・淡路の地震がございまして住宅が増設されたことに伴って、今は空き家になっている県営住宅が多いということも聞いております。そういったものを有効活用してということでございます。

福崎町におきましては、町営住宅については新築というような計画も今のところはございませんので、今ある既存の住宅でということになりますと、また担当課と調整をしなければならないということになります。県の指針に基づいて、できるだけ可能であれば、また考えていきたいと思えます。

9 番 今も言われましたように、この障がい福祉計画ですか、これを見ましたら、中央、「町営住宅を活用したグループホームなどの整備」ということでうたってあるわけなんですね、これが。

それと、もう一つこのプランと、今言われることが整合しないんですけどね。この点につきましてはいかがなものでしょうか。

副 町 長 障がい者プランについてはそのように記載をさせていただいておりますが、現実論といたしまして、今の町営住宅のあり方等で照らし合わせますと、なかなかそういった事柄に対応しにくいところでもあります。

なお、今の町営住宅の建てかえ計画でありますけれども、これらについては進捗率が十分計画と乖離しておりますので、それらは見直すことといたしておりますので、その中でも、今一定の要件の中で検討は加えていきたいと思っております。

9 番 ぜひともこの町営住宅においてグループホームをお願いしたいというのが、私の今回の質問でございます。1996年には公営住宅で地方公共団体などによるグループホームの設置運営が可能となったということでございますので、せっかく町営住宅のことがありますので、このときにご検討をお願いしたいということをお願いをしておきます。

町 長 自立支援法というのは今、障がい者団体から一番批判を受けている法律であり

ます。なぜかと言いますと、法律をつくるに当たって、それぞれ約束をされていたわけでありましたが、今回の法案はその約束がことごとく守られていないということで、障がい者団体自身から大きく批判を受けている法案であります。しかし法案の中にもそういうふうに書かれているわけでありますから、私たちも検討をしなければならないわけでありますが。

さて、国はそういうふうに言いますが、社会保障をすべて地方へ、地方へと追いやって、国は、それではどういう責任をとろうとしているのかというのは明らかではありません。したがって、本来社会保障というのは国が率先してそれを守るという姿勢を示してくれてこそ、我々もついていけるという内容でありますけれども、今回の法案全体を見る限り、障がい者団体から批判を受けるという内容になっているというのも、現実であるわけであります。

しかし宮内議員のおっしゃる意味は、それはよくわかります。したがって研究はしてまいりたいと思っておりますけれども、いきなりそれを実現できるかとなりますと、これはかなりよく勉強しなければいけないのではないかと、このように思っております。

- 9 番 自立支援法に関しましては、私もいろんな問題点があると認識はしております。今のグループホームの件でございますが、最後に、県営住宅はどのようになっていますか。

住民生活課長 県営住宅でのグループホームの今の入居についてはちょっと確認をしておりますのでわかりません。

議 長 ほかにございませぬか。

- 8 番 今回、法の改正によりまして同居親族の要件が廃止されたということで、後、継続するならば条例で制定すると、このようになっておるようであります。法で同居の親族がなくても入居できるというように改正になった背景はどのようなものでしょうか。

住民生活課長 地域主権改革第1次一括法の附則によって、この同居すべき要件が廃止されたということなんですが、その地域の実情に合わせて参酌した——実情に合わせて決めなさいという国の方針がありまして、同居親族の要件が廃止されたという背景でございます。

- 8 番 国が廃止されたのに、当町としては同じ親族を必要とするという要件を継続しようというその背景と、理由をお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 議案第7号の資料1ページに、法改正の概要と当町の対応を掲げております。

同居親族要件等につきましては、町営住宅につきましては、非常に少ない中で公募を行っております。今、塚本住宅と田尻団地、そして駅前団地の3カ所で公募を行っており、木造住宅については空き家施策をとっておるということで、空きができる非常に公募が多いという中で、同居親族要件をとると単身でも入居可能になり、非常に公募の幅が広がるという中で、そういう家族形態の——2人とか3人というような家族自体の入居が難しくなるということもございまして、同居親族要件につきましては特例と同じく、継続して公募を行っていききたいと、そのように考えての継続ということでございます。

- 8 番 町で住宅入居の公募があった際、やはり入居資格について問い合わせがあるんですね。家庭の事情でいろいろ——どうしても1人で住まなければならないというような方も福崎町内に多くおられるのではないかとこのように思います。やはり同じ福崎町民であれば、同じように、平等にチャンスを与えることも必要ではないかなと思うんですね。時と場合によっては制約も必要かも知れませんが、同じように応募できる、公募に対して応募できるチャンスを与える必要があるの

ではないかなというように私は思うんですが、再度、答弁を求めます。

住民生活課長 同居親族要件の特例という中で、高齢者の方、また障がい者の方等につきましては、2LDKの場合については単身でも応募できるよう、免責要件を設けております。2LDKであれば、60歳以上の方は応募して当選すれば入れるというような対応をしております。

8 番 単身の方からの入居の相談もあるんですが、町への入居資格について問い合わせ等はどのような状況になっておるか、お尋ねしたいと思います。

住民生活課長 入居の募集をいたしますと、いろいろ入居の資格要件——収入とか同居親族の数などの問い合わせがございます。もちろん免責要件のある住宅が空きとなれば、そういう問い合わせはございます。それについては回答をしております。

8 番 そういった実情を十分勘案していただいて、条例の改正等も今後進めていただくことを望みたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第9号、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ごございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第10号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ごございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第11号、平成23年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

2 番 今回は最終の補正予算でありまして、減額を示されております数字が数多くあるんですが、限られた予算でありますし、節約されて減額されることは大変重要であると思っておりますけれども、少し早い段階から有効に使う工夫とか努力はどのようにされたのか。減額を多くされずに有効に使われるような努力についてお尋ねいたします。

企画財政課長 有効に使う努力ということですが、減額の要因につきましては、主なものは冒頭の説明で申し上げたんですけれども、例えば田原幼稚園の入札減。入札減につきまして、それをまた新たな事業に回すということは急にできませんので、そういったものは減額しておりますし、国庫補助がつかなかった道路関係なんかも、財源がつかないものの執行はできませんので、そういったものを落としているわけでございまして、そういった観点での執行は基本的には考えておりません。

2 番 例えば68ページの土木費のところ、17節の公有財産購入費では用地購入費3,100万円減額とあるんですけれども、僕は詳しくわからないんですが、減額補正せずに不用額で置いておかれて——用地購入ですのでなかなか難しい面もあってのことだと思うんですが、そういうことは考えられませんか。

企画財政課長 この用地費につきましては、冒頭にも申し上げました社会資本整備総合交付金を見込んだ、高橋山崎線のものがほとんどでございます。国庫補助がつかない限りは執行しないということで考えております。

議 長 ほかにございませんか。

1 4 番 補正ですが、1点。4ページですね。固定資産税で滞納繰越分が1,100万増額補正をされておるといふことで、滞納整理委員会とか税務課の担当の方は非常にご苦勞なされて、こういう補正ができたのかなと思ひまして、そのご努力には敬意を表したいと思ひます。

そういうことを申し上げときまして、何点かお尋ねしたいと思ひます。

72ページに、住宅管理費の委託料と負担金補助及び交付金のところで、住宅耐震改修工事費補助金と、簡易耐震診断委託料が減額されております。

よくご存じのように、きのうは東日本大震災から満1年がたった日で、最近はずっと報道も、被害の重大さから現在も続いておりますので、いろいろ報道がされております。皆さんの関心も非常に高かったのではないのかというふうに思ふわけなんです、この住宅耐震改修工事費補助金150万円の減は、確かこれ、当初は150万円計上してあったんじゃないかというふうに思ひます。違つたら訂正していただいたらいいんですが、診断の委託料にしても42万円の減額といふことで、この間、先ほどの質疑にもございましたが、どういふふうな努力がなされたのか。申し込みがなかったという説明でしたが、それで果たしていいのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

まちづくり課長 平成23年度の実績見込みでございますが、この委託料の中の簡易耐震診断でございますが、本年、実績としては6件ございます。予定していた件数に達しなかったわけですが、実績見込みとして減額させていただきます。

また、住宅の耐震改修工事費の上乗せ補助といふことで、23年度から町は取り組んでいるんですが、これにつきましても広報等、また区長会の総会でもPRをさせていただいたんですが、取り組み1年目といふこと——まだまだPRに努めなければならないとは思っているんですが、そういったことで、本年度実績はございませんでしたけれども、来年度もずっと継続してやっていく予定でございますので、今後、実績がふえるように努力したいと、このように思っております。

1 4 番 昨年3月11日にあんな大きな震災が発生するといふことは、恐らくだれも予期していなかったらうといふふうに思ひます。そういう中で、今の答弁ですと、予算を計上して取り組みをしていこうといふふうに思われて予算が計上されていたわけですから、「申し込みがなかった」、「区長会で言うたんですけど」ではちょっと寂しいような気が私にはします。

24年度の予算のところでもお聞きしますが、取り組みを真剣にさせていただきますと思ひます。

それと、前後して申しわけないんですが、62ページの農林水産業費で、農業総務費のところには時間外勤務手当といふことで200万円の増額が計上されておりますが、これはどういふ原因でこうなったのか。

以前から時間外の勤務については関心を持っておるところでございますが、これまでにも職員の職務を平準化していつて残業を減らしてほしいといふふうな意味から、いろいろとお尋ねしておるわけですが、これについてお答えをいただきたいと思ひます。

産業課長 農林関係の時間外勤務手当でございますけれども、9月に発生しました災害でございます。農業関係の災害におきまして、補助率の増嵩申請の申請におきます受益面積図、水系関係の図面等、関係資料の作成でございます。特に井堰関係等が大きくございましたので、その井堰に伴います水路系統図を作成し、地番、地目、所有者、耕作者等を把握して、実質の受益人数の確認のもと、補助率の増嵩申請に至るといふ経緯がございます。また井堰等につきましても、災害のための査定設計等を作成するために時間を費やしたといふことでございます。

- 議 長 ほかにございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第12号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第13号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第14号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第15号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第16号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第17号、平成23年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第18号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第19号、平成24年度福崎町一般会計予算についてでございますが、資料等膨大なものがございますので、質疑をされる方はそれぞれのページをお示しの上、ご質疑を賜りますようお願い申し上げます。
それでは、本案に対するご質疑がございましたらどうぞ。
- 6 番 資料5ページ。サルビア号の再編計画案について質問したいと思います。
10月以降にデマンドが実施されるという、うれしい項目であります。今回は市街地と郊外とに分かれて、毎日2台が動いているという運行計画が示されております。
そこで1点お伺いしたいわけですが、東部と西部で乗り継ぎの箇所が難しいと

ころが出てくるんじゃないかと、私自身判断するわけですがけれども、例えば八千種の市街ゾーンのところ、停留所はつくられると思いますが、その標識等ほどのような表現がなされるのか。まずお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 このたびの再編計画では郊外と市街とで運行方法を変えまして、郊外から市街部へ乗り入れるところで、乗換拠点を4カ所程度定めております。そのほかの郊外部につきましては、従来どおりバス停を設置します。郊外部・市街地部についても同様でございますけれども、バス停を設置し、そこで乗り継いでいただく拠点を設けております。

6 番 町民の声を少し発言させていただきますけれども、「八千種地区から福崎駅に行きたいんや」という声も聞いたことがあるんです。それを実現するにはどのようなルートを通っていったらいいのか、説明をお願いします。

健康福祉課長 八千種地区からJRへの福崎駅の利用になりますと、基本的には偶数日が川東地区の運行でございますので、例えば八千種地区で予約をしていただいて、乗換拠点の役場まで来ていただきます。役場から市街地部を巡回するバスに乗りかえていただいて、福崎駅でおりていただくということになります。

6 番 今回は乗換拠点の数が10から30カ所ということで、たくさん近くから乗れる可能性もあるし、また乗りおりに苦勞する場合もあるかもしれませんが、これはすばらしいことだと思います。

それで今、年配者ですね。高齢者と言ったら失礼に当たるんですけども、年配者が乗りやすいようにベンチや休憩所をつくっていただいているんですけども、これがわからない場合もあり得るん違うかなと私は思うわけですがけれども、その点、わかりやすくする方法とか、そういうふうなものは何か考えておられるのかどうか、お聞きします。

健康福祉課長 運行方法につきましては、予約が必要なところと、定時定路線という組み合わせにしております。今言われました乗換拠点は、基本的には4カ所と考えております。それぞれ時間帯もございますので、利用をしていただく――実際詳細なダイヤができるということになりますと、地区へ出向いて利用者の皆様方には説明をしたいと思っております。

それと、乗換拠点においては、ベンチ等が置ける場所であれば、できるだけそういう整備もしていきたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

1 2 番 歳入の46ページ、衛生手数料についてお尋ねをいたします。

保健衛生手数料として、畜犬等登録等手数料107万5,000円が予測では入るんですね。そしてその内訳なんですけれども、1頭当たり3,000円で120頭分と、そして550円の1,300頭。この550円というのは狂犬病の予防接種ではないかなと思うんですけども、この畜犬登録等手数料というのは、これは1回のみなんですか。要するに、犬を購入されて、その時点で登録をして、その登録の手数料が1回のみということなのか、そして狂犬病のほうは毎年実施されているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 畜犬登録等手数料3,000円は、1頭につき1回切りでございます。そして550円は狂犬病の予防注射の登録に係る手数料が550円で、これは、狂犬病の予防注射を毎年していただくということでの手数料が発生します。

1 2 番 この1,300頭につきましては、大型犬・小型犬……いろいろいますけれども、全町に登録されている犬の数でしょうか。

住民生活課長 こちらへ登録を受けた頭数でございます。

1 2 番 登録されていない、無許可の犬も中にはいるのではないかなという感じもする

わけなんです。その把握なんかはできていないような感じなんですけども、非常に今あちこちでブームになっておりまして、犬が非常に多くなっております。中には野放しとか、そういう方もいまして、ふん害、あるいは人を襲うとか、ほえまくる犬もいるようですけれども、この辺については、しっかりと指導はされているのかどうか、その辺もお尋ねしておきたいと思っております。

住民生活課長 先日も、多分見られたと思っておりますけれど、「ふんの処理のあり方」として今、隣保回覧もしております。そして、ふん害につきましても、啓発の看板とかを設置しており、今後も啓発についてはやっていきたいと、そのように考えております。

1 2 番 被害が出ておりますのでぜひ、考えているんじゃなくして、実施を即、していただきたいというふうに要望しておきますので、お願いいたします。

住民生活課長 当然犬はつないで管理するというものですが、放し飼いで散歩をされる方への苦情もお聞きしております。そういった場合は私どもも、その飼い主に注意するほか、動物愛護センターの職員も含めて指導には行っております。

1 2 番 もう1点お尋ねをしておきます。83ページ、歳入の貸付金元利収入ですね。ここには2目で、もちむぎ食品センター再建貸付金元金収入として600万円が計上されております。そして先ほど産建の委員長から報告がありましたように、このたびの23期の報告では、書類をみると500万円以上のマイナスが計上されておりました。そして今年度から年600万円——これ1カ月に直しますと毎月50万円になりますね。この収入の方法は、どのように町に入ってくるのでしょうか。お尋ねいたします。

産業課長 収入につきましては、600万円が一括で入ることになっています。

1 2 番 支払いというのは、一括でというのは非常に難しい面もありますので、やはりその期日——毎回この報告がありますように、その都度お支払いしてもらうようにしたほうが、やはりやりやすいのではないかなという感じがするんですね。今までマイナスが多かった決算報告で、即この600万円をお支払いするというふうになりますと、非常に厳しいものがあるのではないかなと思うんです。しかしながら、予算としてはこのように計上されておりますけれども、これが確実に実施できるように、前期よりもいろんな方策は立てたのでしょうか。収入になるような方策は。

町長 それはなかなか今の段階では難しいというのが、私の見通しであります。

1 2 番 見通しがなくて返済ができるのかという感じがするんですね。昨日も3.11から1年を迎えて、いろんな形で報道されておりました。やはり復興、あるいは返済については、それぞれが本当に計画的に返していかなければ自分自身の人間復興もできない。またあるいは会社の立て直しもできない。私はこのように思うわけなんです。ですからそれを考えますと、やはり前回よりも、さらにもちむぎ食品センターが利益を得るような計画を立てなければ、非常に難しいのではないかなという気がするわけなんです。やはりその辺が私は手ぬるい感じがするわけなんです。やはりしっかりと事業計画を立てて、収入になるような経営方針を打ち出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 それはもうそのとおりでございます。何回も、これまでも多くの議員から指摘されているとおりであります。今のところ、やはり3月11日というのは一つのエポックではなかったかと思っております。消費動向でありますとか、そんなものが3月11日から落ち込んできているのは事実です。本年度につきましては……あれ2月に返したんですか。23年度分については2月に返済いたしましたけれども、それは金額がまだ少ない段階の200万円弱でありましたから返せましたものの、

今回は600万円ということで、この年度で600万円の利益を出せるかどうかというのは、一生懸命やっておりますけれども、一層奮起をしなければなかなか難しい状態ではないかというのが今の見通しでございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 4 番 それでは24年度の予算について、少しお尋ねしたいと思います。

24年度の予算書を見せていただきまして、これまでに比べまして若干見やすくなったなあと私は思います。特にこの予算編成の概要ですね、これを見せていただきますと、「24年度予算 主要事業」ということできちんとまとめてございまして、我々には非常にわかりやすいものであるということで、担当者、担当課、いろいろ知恵を出されてやられたのではないかと思いますので、これもこのご努力に敬意を表したいと思います。

国を初めまして地方も非常に財政は厳しい状況がずっと続いておるわけございまして、そういう中で、どこへどういうふうに予算を配分するかということは、非常に難しいテーマであると思います。

町長の冒頭の所信表明にもありましたが、総合計画の基本構想——基本計画ですね、この後期基本計画の残りが、もうことしを含めまして2年ですか。9年目というお話でございまして、9年目ということになりますと、レースでいいますと4コーナーを回り切って……ぐらいかなというふうなことを思うわけですね。

そういう中で、じゃあこの24年度の予算がどういうふうに基本構想、基本計画の実現に貢献するのかということを知りたいわけございまして、幸い、先ほども申し上げました主要事業ですね、きちんと「参画と協働でつくるまちづくり」、「よく学び人と文化をはぐくむまちづくり」、以下……とあるわけなんです、特に重点的に新しい事業を示していただいておりますし、このそれぞれの内容の進みぐあいですね。これまでに恐らく、予算を組むということであれば検討がなされておるのではないのか、検証がなされておるのではないんかということをおもいますので、それぞれまとまっておれば、「参画と協働でつくるまちづくり」の主要事業のところだと、「住民参加のまちづくりの推進」、それから「計画的な行政運営の推進」というようなものが上がっておりますし、次の2番ですと、「学習と教育の充実」、「文化・スポーツの育成」。3番ですと「健康づくりの推進」、「福祉の充実」。4番ですと「まちの基盤整備」、「市街地の整備」。5番ですと「生活環境の充実」、「安全の確保」。6番は「農林業の振興」、「商工業・観光の振興」という項目が出ておりますので、それぞれ目標に対しての達成度をご説明いただいたらと思います。

企画財政課長 総合計画の実施計画に掲げた計画に対する進捗度ということかと思っておりますけれども、前期基本計画に対して、それぞれの項目で着手、未着手、完了という区分で一度報告はさせていただいた経緯はございますけれども、後期基本計画につきまして、そういった観点での進捗状況——現在のところ把握・検証までは至っておりませんので、また23年度の決算に向けて、進捗状況といった観点から整理をしていきたいと思っております。

1 4 番 23年度——22年度でもそうですが、決算をするわけですから、これまでもよく書かれておったのは、「決算などのときの意見を反映して、予算を実行します」とか「組みます」とかいうふうなことがよくこれまでも言われておったと思うんですね。そういう観点でいきますと、私がお尋ねしたのはそんなに無理のないお尋ねではないのかなと思ひまして、お尋ねをいたしました。まとめていないということであれば、早急にまとめをしていただいまして——もう4コーナーを回るところですから、後はもうムチだけですかな、最後、ゴールまで。つくって

おいていただきたいと思ひます。

それともう1点。きょうも各委員長の報告を聞いておりました、資料も見せていただいておりますが、民生常任委員会の水道課の報告のところに、何か水道課の計画が出ておったように思うんですが、それを見ますと、給水人口を約2万2,000人から約1万9,500人に改めましたというふうな記載がありました。

これまでもこの人口の問題についてはお尋ねをしておりますし、ほかにも議事の中で何度かお尋ねになったように思ひます。よくご存じのように人口は一番基本でございますので、たしか総合計画は2万1,000人から2万2,000人ということだったと思うんですが、これが、今言いましたように水道の見直しでも1万9,500人だと。まだ4コーナーを回ってるところで、9年目で、そんなに早いこと給水対象の人口を減らして検討されたということはいかがなものかと思うんですね、私は。

この人口について、先ほどの計画と同じように、後2年間どういうふうにするか、ということが大事だと思うんですね。この24年度の予算で、どういうふうにしていこうとされておるのか、それと、来年、どういうふうにしようとされておるのか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

企画財政課長 総合計画の目標人口に対する考え方ということかと思ひますけれども、目標2万1,000人から2万2,000人の人口を、目標年次までに達成するということはもう、現段階では非常に難しい状況ではございます。しかしながら、少しでもふえるようにという施策の中では、下水道ですとか、幹線道路の整備、それから子育て支援対策。そういったソフト面でもいろんな施策を打ちまして、できるだけ福崎町に入ってきていただけるような施策を考えていっておるところでございます。

1 4 番 中学生までの医療費の無料化のときにも、そういうふうなことをすることによって、子どもさんをお持ちのご家庭に福崎町へ転入していただくということで、一時はそんな説明を受けたように思うんですが、見ますと24年度から近隣の町でもそういうふうなことをお進めになるようですし、いま課長さんに答弁いただいたようなことだけで、なかなか人口が目標に近づけられるのかということをお私思ひます。

以前からずっと2万5,000人とか2万6,000人というような目標があったわけですが、それをあえて総合計画は2万1,000人から2万2,000人に落として、比較的、現実的な努力目標に訂正してやっていったわけですから。それが、先ほども言いましたように1万9,500人というふうなことになりますと、「じゃあ一体どこまでどうすんねや」と、「次の総合計画はどういうふうにされるのか」というふうなことを思ひますので。人口は基本ですし、その辺もよくお考えいただきたいと思ひます。

それから、財政計画なんですけど、最近のは出とんですかいね。私、余り記憶にないんですけど。基本構想、基本計画――実施計画はついせんだつての総務文教の委員会でおりましたけど、それは見せていただいて、財政計画はどうでしたか。

企画財政課長 財政計画は、将来に向かっての中期的な財政計画のことかと思ひますけれども、そういったものにつきましては普通、作成した上で公表はしてございません。国の施策も非常に激しい変化をしておりますし、税収の見通しも非常に厳しい中で、中長期的なところまで策定して本当に意味があるのかということもございまして、ここ1年、2年の状況を見ながら3カ年の計画をローリングしているところで、公表させていただいております。

1 4 番 難しいですわね、本当に。

実は、夕べも平成17年ごろの見通しを見ておりまして思ったんですが、町債の額がこのころよりも一設定されておる内容が違うんかわかりませんが、金額そのものを見ますと非常に速いスピードでふえていっておるなというふうなことを思いました。最近こういうものを余り見てないような気がしましたので、お尋ねをしたようなところですよ。

それが無いということであれば、予算書の70ページに、不動産収入で土地売却収入100万円が計上されているんですね。これはまず何なのかをお聞きしたいと思います。

企画財政課長 土地売却収入につきましては、道路の廃道敷ですとか、元の里道・水路の払下げ用地を見込んだ100万円でございます。

1 4 番 多分そうだろうなと思ったんですが、念のためにお尋ねをしました。

不動産の売却収入ということになりますと、町には、一般的には遊休資産といわれるような、特にいま、計画に使用目的がないというような、売却可能資産があると思います。それは一体、幾らぐらいあるのかというお尋ねをしたいんですね。何筆ぐらい、面積は幾らぐらい、簿価は幾らぐらいということをお答えいただきたいと思います。

企画財政課長 現在、売却可能資産として考えておりますのは、公表している範囲では平成21年度のバランスシートの中で出しております売却可能資産でございます、4筆程度だったかと思っております。

1 4 番 それ予算に計上されないのは何ゆえなのかということですね。できるだけ、一度にすべてが片づくとは私も思いませんが、どの部分なのか知りませんが21年度のバランスシートに計上されておる一それは具体的にどういう……どの物件なんですか。

企画財政課長 ちょっと済みません、手元に資料がございませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

議 長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画財政課長 休憩前にご質問のございました財産処分に関しまして、答弁をさせていただきます。

平成21年度のバランスシートで計上しておりました売却可能資産であります、4件で5筆を計上しております。売却可能額といたしましては、1億960万円程度でございます。

内訳といたしましては、まず1点めが、旧の福崎南保育所の跡地でございます、これは平成22年3月に一般競争入札で売却にかけましたけれども、応募がございませんでした。余り価格を下げても処分する必要はないという判断を現在はおしております。

それからもう1点は、旧の福崎保育所の跡地でございます。これにつきましては宅地化するという方向を出させていただいております、新年度予算でも測量設計費を計上しているところでございます。

それから大貫の町営住宅の跡地でございます。これも町有地と財産区有地等も

ございますが、新規居住地域として指定をされておりますので、周辺も含めた土地利用ができればと現在は考えております。

もう1点は高岡小学校に係るポンプ場の跡地でございますが、買受けの希望がございましたのでお話をしておりましたが、単価的に合わなかったということで、現在処分できないという状況でございます。

以上が売却可能資産の状況でございます。

- 1 4 番 土地はどんどん下がっておりまして――バブル以降ですね。簿価が幾らか、そういうふうなこともお答えいただけるかなと思っただけなんですが、お答えがありませんので、それはまた後、一般質問される方があるそうなので、次の方に譲るとしまして。

やっぱり売却可能資産はできるだけ処分をしていくという姿勢が求められておると私は思います。そういうふうな意味で、お尋ねをしました。

それから、じゃあそれはそのぐらいにしておきまして、24年度の予算で時間外勤務手当ですね。これは全体で幾ら予算が計上されておるのか。各課ごとにわかればお答えをいただきたいと思います。

総務課長 科目ごとには揃っておりますが、相当の数になりますので、まず全体で申し上げたいと思います。水道会計も含めまして、全会計で3,970万円でございます。

- 1 4 番 それじゃ「事業ごとに」のような答弁ですので、できましたら、各課ごとのものをまとめていただいて、提出をいただいたらありがたいと思うんですが、いかがでございますか。

総務課長 各課というよりも、科目ごとに予算は組んでおりますので、科目ごとでご報告をさせていただきたいと思いますが。

- 1 4 番 それならそれでも結構ですわ。

先ほども補正予算のところでお尋ねをしましたように、仕事を各課で、お互いに課員が課長さんの指揮の下に協力をしあって、残業を少なくしていくということは、もちろんどうしても避けられない場合もあるわけですし、以前にもそういう答弁を町長がしておられました。私もそのとおりでと思うんですが、行政改革の実施計画の進行管理表を見ておりますと、労働基準法の限度内の時間でやっても、大分減ってきてはおりますが、まだ多い人がおられるようでございますので、23年度でどういうふうに改善をされておるのかということ、また決算のときにお尋ねをするわけですし、そういう意味では課ごとに、やっぱりお互いに協力をしあってやってもらうということが私は大事じゃないかと思っておりますので、そういうふうなお尋ねを今しました。

それで、じゃあ一つは今、行政改革の実施計画のことを出しましたんで、もう1点か2点かお尋ねをするんですが、これによりまして「使用料・手数料の適正化」というようなことがあっております。

例えば社会教育なんかですと、できるだけ料金を団体などで取らないようにして、利用をしていただく、また来所していただくという方向で行っておるようすし、その成果か、訪れておる方は伸びておるような資料も先日見ました。それは、施設の性格とか今の位置づけとか、問題点等によってそれぞれ対処の仕方は違うと思うんですが、この「使用料・手数料の適正化」ですね。受益と負担の公平性を確保するという観点から、適正な受益者負担の原則に基づいた料金設定と見直しですね。これは23年度の予算のどこかにあるでしょうか。どうですか。

企画財政課長 23年度予算につきまして使用料、手数料等の改正等は見込んでおりません。

- 1 4 番 それじゃ、ほかには下のほうに「定員管理・給与の適正化」というところに、

「職員の定員適正化」というものがあがっておりまして、「26年度に退職者のピークを迎える」というところから、「計画的に進めていって、平成22年度職員数を維持する」というふうなことが内容として書かれておるんですが、ことしは、このあいだの説明ですと、人数がふえるというふうな予定をされておるようですが、これの今後の進めぐあいはどういうふうにしてお進めになろうとしておるのか、お尋ねしたいと思います。

総務課長 定員適正化計画がございまして、それによりまして、定員はふやさないという形で今の現状を維持していくという格好にしております。

1 4 番 ほんならそういうふうにやれるわけですね、26年度には。できたら、それぞれ年度ごとの大体の数字ですね。それで「26年度にはこうなるんです」というのをお示しいただいたらありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

総務課長 ちょっと今資料を持ってきていないんですけども、定員管理調査では、目標年度におきましてもその水準は変わらないということにしております。今資料を持っておりませんので、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

1 4 番 町長が以前にも答弁でおっしゃっておられました、町の事務とか事業はどんどんどんどんふえていると。きょうのお答えにも、確かあったように思うんですが、町へいろいろと押しつけ合って、仕事はふえていくと。そういう状況にもかかわらず、職員の数を減らしていくのか、現状維持をするのかということですから、職員の負担が非常にふえているということで、それでまだ「時間外は減らしたらどうや」というようなことを私みたいに言いますから、やられるほうは本当に大変だろうなと私も思うわけなんです、そういう意味では、以前にも申し上げましたように、できるだけ、目的を果たしたような事業をカットしていくということが大事ではないかと思えます。そうしませんと、いつまでもやっておきますと、仕事ばかりふえるということになりますし、そういうふうなことは実際、行政ではなかなかやりにくい。昔は人員と予算を、少なくとも前年どおりきっちりってくるのが有能な職員だというふうなことがあったようでございますので、難しいと思うんですが、お聞きしておきたいと思えます。

それと、決算書の112ページなんです、コミュニティセンターのことが載っております、見ますと、委託料が出ております。50万円でしたか。これについて、内容を詳しくご説明いただきたいと思えます。これは以前にも一般質問だったかと思うんですが、コミュニティセンターの事業についてお尋ねをしておりますので、この活動委託料の詳しい内容をご説明ください。

総務課長 コミュニティ活動委託料でございまして、区長会に委託する、クリーン作戦事業。それから、まちづくり講演会に要する経費。それから、コミュニティ運営委員会の研修等に要する経費。合わせまして50万円の委託料でございまして。

1 4 番 以前にも指摘しましたし、このセンターの運営委員会でも問題になって、果たして、各自治会は必要でないというようなことはおっしゃっておりませんが、コミュニティセンターの主な事業がクリーン作戦の補助金を出す仕事だということなので果たしていいのかどうかということも問題になってましたですね。その点をお尋ねをしまして、まだ23年度でも全然そういう見直しをなされないという理由ですね。何ゆえそういうふうになるんでしょうか。

総務課長 クリーン作戦に要する経費を委託するという部分につきましても、コミュニティづくりに大いに役立っていると考えております。

1 4 番 クリーン作戦も、もちろん自律（立）のまちづくりだとかコミュニティの活性化という意味では一つの事業だとは思いますが、あえてここで、このコミュニティセンターの事業としてやる理由ですね。もっと本来の事業があるのではないか

と思うんですが。そういう意味で、以前にも申し上げてますし、どうですか。あなたの説明ですと、「いろいろ事業があったけれども、いろんな部署へ事業が出て行って、見直しをされて、適正なところで事業がなされておるんだ」というふうな説明で、「唯一このクリーン作戦の補助が残っておるんで、ここにあるんです」というふうな説明やったはずです。それならこのクリーン作戦の補助金を出すのが、あなたが言われるように一つではあるけれども、私はそれがメインで、ここで補助金を出すのがメインの事業になり得るのかどうかね、それをお聞きしてるんです。

総務課長 その件につきましては、コミュニティ運営委員会でもいろいろ議論になったところでございますが、各委員さんに、コミュニティ活動の事業につきまして、いろんなアイデアを出していただきたいというお願いをしているところなんですけれども、なかなか続くような事業が今のところ思いついていないというのが現状でございます。

1 4 番 そんなんやったらもっと、コミュニティセンターの運営委員会を開催する回数をふやして、別に報酬がどうこうと、恐らくあそこへ集まっておられるメンバーは言われなと思います。積極的に、前向きに、そういう取り組みをしていただいたら、私はいいんじゃないのかと思うんですね。まあよう考えてください。同じことばかり言いませんから。

次に、予算書の86ページに給食費のことが出ております。滞納繰越分ということで、給食費20万円が計上されております。

私ちょっとお聞きをしましたら、福崎小学校区では、23年度の現年度分の給食費の滞納がゼロだということをお聞きしております。これは非常に、その努力は大変だったのではないのかと思います。「食べて金払うのは当たり前やないかい」と言うたらそういうことなんですけど、しかし本当に、なかなかこれまで全町で、この給食代の滞納の問題は何度も議論になっておりますし、全国的にもそういうふうなことですんで、「子ども手当から給食代を先に取れるようにしたらどうや」というようなこともございましたことですから、非常に皆さんが関心もあり、どうしたらいいだろうということでお考えになっておるところで、そういう23年度の福崎小学校区の実績をお聞きしますと、本当に関係者の努力に頭が下がるわけですね。

ですから、そういうことを踏まえて、それが例えば町営住宅の家賃でありますとか、税ももちろんなんですけど、水道代も含めまして、そういうふうに全体がなっていけば非常にいいのではないかと思うわけです。

それで、本来の問いに戻るわけなんですけど、20万円が計上されておりますけれども、一体23年度の年度末にですね、繰越は幾らになるうちの20万円を回収しようとしておるのか、全体の数字をお答えください。

学校教育課長 23年度末の滞納繰越分としては、ちょっと明確な数字を持っておりませんが270万円ほどになっていたかと思います。

1 4 番 古いのをもらうのというのはこれまた大変なこと、それだけにできるだけ努力して現年度分をもらうということが大事だろうと思うわけなんですけど、270万円のうちの20万円ということで予算に計上されておるということですね。もう少し頑張ってください、24年度の決算にはいい数字を出していただいたらありがたいのではないかと思います。いかがですか。

副町長 この事柄につきましては、23年度の徴収見込を立てまして、24年度の徴収目標を設定しております。今言われましたように、給食費につきましてはPTA等のご協力をいただきながらというところで、近年につきましてはその徴収見込

は非常に率が高くなっております。過年度におきましては、これは非常に厳しいという方々ばかりが残っております、支払督促等、簡易裁判所の力もかりながら徴収努力はしてみたいと、こういうように思っております。

今、後藤課長が申しあげました24年度の徴収目標につきましては、調定額約270万円のうち20万円と、こういうぐあいになっておりますが、23年度におきましてはもう少し高い設定になります。これらにつきましては、滞納されておられた方が反対にPTAの役員になられたといったような、そういう諸事情も出てまいっております、そういう関係も含めまして、23年度は若干高く、22年度については通常年と同じような取り扱いになってしまったというところでございます。

この滞納繰越分の調定分につきましては、そのうちの目安となるものが、最終的には不納欠損入りするようなことが非常に多いというのも、事情がございます。今言われましたように、子ども手当でありますとか、子どものための手当等が直接、給食費に充当できるといったような形もとられるわけでありましてけれども、本町はその生活実態に合わせた形で対応していくというようにしておりますので、それらについては、無理な徴収というようなことは考えておりません。しかし、学校長を初め諸先生方、またPTAの役員の皆様方のご協力を得ながら、少しでも徴収努力はやっていきたいと、このように思っております。

1 4 番 頑張ってもらいたいと思います。

全体を見ておられますも—もう一つお聞きしてからにしましょうか。

じゃあ42ページに、同じく使用料で、町営住宅の使用料の、滞納繰越分ということで150万円が計上されておるんですが、これも同じく、年度末の繰り越しは幾らを予定されておりますか。お答えいただきたいと思います。

住民生活課長 23年度の決算見込みでの滞納につきましては、627万円程度が繰り越しになるという見込みをしております。

1 4 番 627万円ですね。それと、この前年度分の徴収率ですが、96.0%とあがっておりますが、これはどういう根拠で96.0%になったのか、お答えください。

住民生活課長 96%につきましては、現年と過年の双方に滞納がある方がございます。まず100%というのは無理ですので、96%という収納率を計上しております。

1 4 番 98%じゃいかなのですか、例えば。

住民生活課長 収納率につきましては、滞納の方はある程度人数も少のうございます。その中で現年度については徴収の誓約、そういったものを取りながら徴収をしていることで、どうしても残る部分が出てくるということで、96%という形をとっております。

1 4 番 取れる見込みのないものを最初から計上するというのは、それはいかなものかと私も思うわけですが、入居していただくときの条件ですね。町としてはきちんと連帯保証人もとって、家賃はちゃんともらうんですよ、払いますよということで入居をしていただいておりますから、私はもう少しこの率が上がってもいいのではないのかと思います。もちろん、人の一生ですから、山や谷がありまして、そういうことがありますから考慮するのは大事だとは思いますが、その辺のところ、私は「なぜ96%になるのかな、97%やったらあかんのかな、98%やったらあかんのか」というようなことを思いましたので、お尋ねしたということです。

副 町 長 もう議員もご承知のように、徴収につきましてはいろんな努力をさせていただいております。この住宅使用料につきましては、滞納繰越が非常に大きい—三

けた、いわゆる100万円を超しておられる方が結構おられます。そういう関係も含めまして、過去2件において強制徴収、強制退去といったような形で、法の力もかりさせていただきまし、また、時効で弁済をしていくといったような形、法テラスにも照会したうえで自己再生といったような形をとらせていただいたことが1件ございます。

今後におきましても、そういう大きな滞納がある方については、その生活実態に合わせながら対応していくという方針であります。中には過年度分を含めまして、現年度分とともに2カ月分を一遍に納付していただけるといった方も出てまいっておりますので、過去における強制退去なんかが、ある程度生きてきているのかなというようにも思っております。

しかしながら、現年度をいただくと滞納分が入って来ない。滞納分をいただくと現年度分がいただけないといったような方も中にはいらっしゃいますので、100%計上すれば一番いいわけなんです、そこまでは至っていないと。97%、98%と96%と、一、二%の差でありますので、それについては努力目標といったような形でとらえていただければありがたいなと思っております。

1 4 番 100%とは思ってませんしね、おっしゃるとおりでなかなか難しいのはよくわかっておるわけでして、頑張ってくださいたい。全体に見ておりましたも、補正予算のところでも申し上げましたように、非常にご努力をいただいておりますのはよく承知をしておりますので、さらにレベルの高い目標を設定していただけたらというふうなところからお尋ねをしております。

もう1点。190ページに特産品普及促進研究委託料というのがあがっております。20万円でしたか。県立大との研究というふうなご説明だったと記憶しております。

特産品ということになりますと、24年度からの実施計画を見ておきますと、道の駅がいよいよ計画にあがっております。私は以前にも申し上げましたが、道の駅をつくっても、施設をつくるのは金さえ段取りできたらすぐできるけれども、なかなかそこで販売をしていく特産品――福崎ですと、今思いつくのはもち麦の関連のものというようなことで、それ以外のものがやっぱり必要になるんではないのかということも前にもお伝えをさせていただいておりますが、24年度に予算計上されております取り組みは、少々スタートが遅いんじゃないかということも思うわけでして、具体的に、目標年次とか、どういうものをどういうふうに進めていこうとされておるのか。道の駅がかなり視野に入って進めていくわけですから、重要だと思っておりますので、お尋ねをしたいと思っております。

産業課長 特産品普及促進研究委託料につきましては、県立大学の環境人間学部にお願いして、もち麦を含む特産品の普及促進に努めてまいりたいということで予算化をさせていただいたものでございます。

もち麦のほかにも福崎町の野菜、またツノナス――野菜の中にもジャンボピーマンなど、今までも研究が地元でされております、八千種における「へきなん美人」といった品種を使われた「八千種美人」というニンジンも含めまして、新しく特産品になるようなものがないのか。また大学の方々には栄養学から見ました部分において、違った視点や発想の中でそういったものが新しい商品として開発できないかというようなことや、最近、里山が荒れているというようなことで、竹を使った研究もできないかというようなことも、町長からも指示を受けているところがございます、そういった山のもの、農地のもの等も含めまして、研究開発を一緒にしていきたいというものでございます。

議 長 道の駅の進捗状況がなんかも、聞いてはったと思うんですけども。

産業課 長 道の駅の進捗につきましては現在、県の24年度の事業評価にかけていただくべく事業は進めておりますけれども、やはり道の駅自体が、県の事業が主に動いてこないと思っております特産館と一緒にできませんので、とりあえずは県の道の駅事業につきましては、進捗できるように強く要望もしてきているところでございます。

1 4 番 道の駅はどこに載ったんかいね。どこやら載ったな……。25年度ぐらいに実施計画にあげてあるね。

そやから、これにあがったら私はね、かなり町としても、これは25年にいくんだということだろうと思うんですね、それでなかったらここへあがるわけないですから。去年のこの資料を見ますと、全然あがってません。60万円ほどの調査か何かの金額で、3年間ともあがっておりませんで、両方持ってちゃんと見えますからわかるんですが。私は産建の委員会でも駅周辺の整備と、この道の駅の進捗状況について報告を求めたことがございますんで、ここへあがるということは、これはもうかなり積極的に、いい方向に進んでおるんであろうと理解をしておるんですが、副町長どうですか。

副町長 ご承知のように、今までも何回となく道の駅については答弁させていただいております。県民局長と町長との意見交換会の中におきまして、県から「中播磨圏域における道の駅がない」という意向が出てまいりました。町としても、新たな特産品販売でありますとか、そういった中で呼応したいと、こういう返事を差し上げて、道の駅基本構想を持ちながら、それらに対応していこうというのが福崎町の姿勢であります。しかしながら、いずれにいたしましても道の駅は、県道に沿うような形で、県道整備に合わせて行っていくというスタイルになっておりまして、町の特産品販売を行う振興施設が先行するような事柄にはつながっていないというところであります。

県におけます第2次行財政改革の方向性を見ますと、非常に厳しい姿勢が見受けられます。またこの前も新聞紙上で発表されましたように、県におけるいわゆる地方債の償還分が非常に厳しい財政環境にあるというようにもなっております。新しい事業に着手するかどうかといったような形の中では、県の動向を見きわめなければこちらとしても動きようがないというところであります。それらを精査するために、先ほど吉識議員からありました、一般会計におけます予算190ページの調査設計委託料60万円。これらで構想を練っていきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

1 4 番 町民の皆さんは非常に期待をしておられて、念願の施設でございますので、県の財政の状況が厳しいのはよく理解できるわけですが、ご努力いただきたいと思っております。

あわせて、実は土曜日に県立大へ行きました、ボランティアの研修に参加をしましたら、「福崎町さんで研究をやるんです」と、というような話が――講演の中ではないですが、先生と話をしましたらそういうようなこともおっしゃっておられましたので、できるだけ研究をして、計画ができるなんかでとまるんやなしに、先ほども言いましたように、具体的に一つ一つ、できるだけ早くできてくるような組織づくりとかもあわせて進めていただきませんか、せっかくやっても「計画ができたさかいに、ほんならこれからぼちぼち」というんではちょっと、おそらくできないんじゃないかというふうに思いますので、私どもも、特に町内でも周辺部の自治会はいろいろと課題もございまして、協力できる場所があるんじゃないかということも思いますので、できるだけ早く進めていただきたいというふうなことも考えながら進めていただけたらと思います。

幾らか個別に聞いたんですが、ちょっと漏れておりました。予算編成の概要のところ、もう一度お聞きをしたいと思います。

予算編成の概要の9ページ、性質別の歳出の内訳ですね。これを見てみますと、人件費がふえた、物件費は減ってる――前年度対比ですね。扶助費は減ってるということで、公債費は若干ですがふえてるというふうなことで、予算の段階ですので決算はどうなるかわかりませんが、義務的経費ですね。義務的経費の率が昨年度ですと43%――予算総額に占める割合がですが、今年度の予算からいきますと45%ぐらいになるというふうなことで、かなり柔軟性がなくなっているということに、このまま行けばなるのではないかと思うわけですね。その辺のところはどういうふうにお考えなのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

企画財政課長 9ページで申します義務的経費――人件費、扶助費、公債費になりますけれども、当然、構成比でございますので、総額が大きければ率は少ないというところもございまして、24年は上がるんですけども額的にいきますと扶助費で5,800万円の減。これは子ども手当の制度見直しによる影響でございます。公債費につきましては770万円増加いたしますが、このうちには3,000万円程度の繰上償還もございまして、それらを見ますと、二、三年先を見ましても、公債費については若干下がってくるのではないかというふうには見込んでおります。扶助費につきましては政策的なところもございまして、これをなかなか削るといことは難しいかと思っておりますけれども、人件費も先ほど総務課長が申しましたように、職員数そのものは維持していこうというところもございまして、大きい減額要因にはならないかと思っておりますけれども、おおむね、義務的経費につきましては、全体ではそうふえない形でしばらく行くのではないかと見込んでおります。

1 4 番 そういうことだそうですね。2年ぐらいまえですか、以前にも申し上げましたが、正規職員と非正規の職員ですね。特に非正規の職員のウエートがかなり高くなっております。

以前にも申し上げましたように、いかにして非正規の職員の意欲を引き出すかというところが一番課題だというふうに申し上げておるわけでもございまして、今年度は特にそういうふうな点で何か具体的な施策をお考えなのかどうか。私が知っておる限りでも、非正規の職員には非常に頑張って職務をこなしておられる方がおられます。そういう方にも処遇等、組織の中で決まりがあるわけですから、特別にどの方にどうということにはならないかもわかりませんが、しかし、意欲を引き出すという意味では、何か施策がないとなかなか進んでいかないのではないかと思います。

研修もいろいろやられておりますが、私は最近特に感じるんですが、職員の意欲が少し下がっておるのではないのか。以前に比べて。私はそういうふうな感触も感じるものがたびたびございます。そういう意味から、特に今年度、どういうふうなことをお考えなのかお聞きしたいと思います。

町長 公務員に対しましては、いろいろあるわけでありまして、世界の流れからいきますと、大きな政府を追求した、いわゆるルーズベルトのTVAの政策などはそういう方向です。ケインズはそういう方向を打ち出しております。最近はどういうわけか小さな政府というほうがどんどん言われております。これは新自由主義経済の一つの特徴かなというふうに思うんですけども、しかし一番大事なことは、人類あるいは人間社会が本当に幸福になるかどうかという観点で物事を見なければならぬというふうに思っています。福崎町でいえば、いのち・くらし・人権をどう守るか。そのためには大きいほうがいいのか、小さいほう

がいいのか、どれが適正なのかということは十分考えていかなければならないと思います。

町長として、意欲をどういうふうにするのかといいますと、公務員バッシングに対しましても毅然とした態度で、自分自身の実力とアイデンティティを發揮して、しっかりと仕事をするということの方向で私自身が頑張るということが大事かなというふうに思っております。そういった意味では、余りに義務的経費がどんどんどんどん下がると。特に公務員——国家公務員があんなふうな形、人事院の勧告も無視したような形で進められるというふうな中では、意欲を持ってというほうが難しいのではないかと。しかしそういう中ででも、しっかりと仕事をしていこうと、住民のサービスのために徹底して頑張ろうというところのモチベーションが大事だというふうに私は思っておりますので、今の公務員バッシングに対しましても、毅然とした対応を持つようにと励ますのが私の仕事かと思っております。

- 1 4 番 先ほども言いましたように、なかなか難しいことですが、本当は非正規はなしにして、みんなを正規で雇用されますといいわけですが、それもままならないのが現実のようでございますので、思いは思いとして持っていて、進めていただくのは結構なんです、具体的な、現実のところを。特に私はいつも思います。非正規の職員の皆さんで本当によく頑張っていて職務をこなしておられる方も見ますので、そういう方には何か、さらにモチベーションが上がるような方法がないのかということで、お尋ねをしました。

それから——それはそのぐらいにしておきまして、この9ページの性質別の内訳ですが、この下の繰出金ですね、繰出金が前年度に比べて5,836万6,000円多くなっておりますが、各会計への繰り出しだということなんだと思うんですが、明細は調べたらわかるんかわかりませんが、恐らく資料をお持ちだと思いますので、各会計への繰り出しの金額をお答えいただけませんか。

- 企画財政課長 まとめたものをちょっと手元に持っておりますが、まず、繰出金といたしましては、事項別明細書で申し上げますと、133ページからの社会福祉総務費では136ページの一番下になります。国民健康保険事業特別会計繰出金1億3,107万9,000円でございます。これにつきましては、補正予算でも申し上げましたように、一般会計からの財政措置もございましてふえてきております。

それから次は146ページでございます。後期高齢者医療事業特別会計繰出金5,422万9,000円。

ちょっと戻りますが142ページでございます。介護保険事業特別会計繰出金2億1,904万3,000円。これは介護給付も伸びておりますので、一般会計の負担もふえてきております。

190ページになります。農業集落排水事業特別会計繰出金1億8,792万8,000円でございます。

それから土木費になります。224ページでございます。公共下水道事業特別会計繰出金2億9,390万9,000円。これは下水道会計での元利償還がどんどんふえていきますので、かなりふえてきております。

特別会計への繰出につきましては以上でございます。

- 1 4 番 えらい手間かけましたね。資料をお持ちやろうと思って、よう見しておりますと幹部の職員の皆さんは予算書の空白のところの小っちゃい字でたくさん書いて、ようけ見ておられますし、せつかく長いことかかって勉強されとるのに、お聞きをせんのも失礼やろうと思ひまして、お聞きをしたようなことございまして。

下水道の繰り出しがどんどんふえているということなんです。それで、一応

お聞きをしまして。特に前々から申し上げております事務事業の行政評価ですね。そういうものをできるだけ早く取り入れていただいて、それでもう目的を達した事業等は本当に思い切って少なくしていくようなことが私は大事なんではないかと。非常に厳しい状況の中でございますし、町債も発行して行って、事業を進めることも大事なんです、処分していけるものはして行って、できるだけ身軽になるということが大事だろうと思いますので、そういうことを申し上げております。

そういう意味では、この町債の残高ですね。ちょっと午前中にも触れましたが、この24年度の末には213億4,026万円ということになるようでございますので、まずこれを実質的な、交付税措置等で軽減される分を除いた実質的なものは幾らなのか、それだけお聞きをしたいと思います。

企画財政課長 22年度まで決算を打っておりますが、22年度の段階で申し上げますと、22年度末で206億9,800万円ございました。このうち約49.5%が算入されますので、残り50.5%が実額負担になります。これから24年度末で考えてみますと、公共下水道は、率は大きく変わらないと思いますが、一般会計では非常に特例債が多くなっております。臨時財政対策債がここのところ4億円以上発行しておりますので、これは100%算入の部分になってまいりますので、先ほど申しました全体の49.5%が、若干上がってくるのではないかと考えております。

1 4 番 その隣の12ページには基金が出ておりますけれども、この、特に財政調整基金ですね。この辺の状況が、もう少し何とかならんのかなということも思うわけです。事業も進めていかんといかんわけですから、なかなか難しいのはよくわかるんですが、そういうふうなこと。

それと、忘れておりました。予算編成の概要の15ページに書いとります。福祉の充実ということで、重点事業がずっと出ておりますけれども、この、真ん中よりちょっと下の、老人福祉事業ですね。ひとり暮らし老人等慰問事業。これは見守りを兼ねて月1回、民生委員さんに弁当を配達してもらおうんだということですが、これは、民生委員さんは月に1回ずつは恐らく会議をされておると思いますが、民生委員さんから「私らがやりますよ」というふうな申し出があつて、こういうふうに計画をされるのか、そうではないのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 これは申しわけございません。民生委員と明記しておりますけれども、これは各自治会におきまして、ボランティアによる委員に弁当等の配付をしていただいております部分でございます。

1 4 番 いや、僕また民生委員と書いてあつたから、民生委員さんからそういう申し出があつたのかなと思つてね。

それとね、その下にあります敬老祝賀事業。これは以前からなされておりました、対象者の年齢も、ある程度時間をかけて年齢を引き上げていくというふうなことがなされておられます。24年度が74歳以上ということで、2,640人に2,000円ずつをお配りするということですね。

私は思うんですが、敬老祝賀事業ということで74歳以上の高齢者に一律2,000円ずつを配付していくのはいかがなものかと、以前から思つておりました。といいますのは、74歳以上の方でも所得の非常に多い方がございます。また反対に、本当に国民年金だけという方も、私どもの自治会でもよくそういうことがありまして、考えるわけなんです、果たして非常に所得の多い方と一言うたら町長さんなんかそうですね。

町 長 ゴーンさん——日産の社長に比べたら大分……。
1 4 番 そらそうです。そら、そんなことはわかってますけど。いや、だから、果たしてその2,000円を一律に配るのはどうなんだろうと。また、そういう意味では本当に所得が少ない方を対象にして、本当にこのお金をそういう所得の少ない方とか、ひとり暮らしの方とか、いろいろ課題を抱えておられる方がございますので、そういうほうへ事業を振りかえるというようなことも私は必要なんではないんかと。決してそれが福祉の切り捨てにならないんではないんかということをお思いますので、今これを申し上げたわけです。

昔のように、高齢者といいますが、70過ぎになったら大体が亡くなっていて……みたいな時代と違って、最近は物すごく多くなっておりまして、そういうふうなことが考えられても、私はいいんではないんかと思いますが、いかがでしょうか。

副 町 長 この祝賀事業に対する2,000円の配付でありますけれども、確かに今言われますように、高収入の方もいらっしゃると思うわけでありまして、集落によってやっぱり取り扱いが違っておると。個々個々にわたる集落もあれば、これらを一律にプールして、村全体でこういう高齢者を祝おうといったような事業で対応しておるところもございまして。そういう考え方も両方創意しながら検討は加えていきたいと思うわけでありまして、やはり一定の年齢に達した方に対する全体の祝いだというようなとらえ方をさせていただくほうが、今までの趣旨に照らし合わせてそちらの方向のほうが、より強い集落が多いのではないかと考えております。

議 長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。
再開は2時20分といたします。

◇

休憩 午後2時01分

再開 午後2時19分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務課 長 先ほどの吉識議員の質問にお答えをいたします。

定員管理の数の推移でございまして、23年度から27年度までの定員管理の計画を持っております。正規職員の数が23年度で161人、最終年度の平成27年度では160人としておるところでございまして。

1 4 番 先ほどは敬老の祝賀事業の委託料のお尋ねをいたしました。副町長さんは「自治会によっていろいろな催しの仕方があるんだ」ということでございまして、私もそれは承知をしております、必ずしもすべての自治会が同じやり方でやっておると思っております。ただ、この委託料を出すのに、各自治会へ——該当者の名前がずっと列記してありましてね、そこに個人の受領印をいただくというふうなことでございまして、それぞれ説明をして印鑑をいただくわけなんです、そうしますと、私はこの事業は、自治会へずっと入ってきて、自治会がいろいろ企画をして、敬老事業をやるもんだというふうなことでございまして、参加しない方については、これは余裕があれば個人個人に2,000円ずつを配付したらいいわけなんです、それも自治会によって事情がございましてね、参加しない方に2,000円が、現金が配付できないというような事態が生じるわけですね。そうすると、参加してない方が「私にいうてもうたお金を村がつこてしもた」と、こういう話になりまして、非常に難しいんですよ、これはね。社協が出しておりますミニデイの補助金やなんかはその自治会によって、数で、

基本的な部分とその対象になる人数分とを合算して、自治会に幾らというふうな出し方をしておりますし、きちんとその報告も——どういう事業を進めたんかというふうな報告も求められるわけですし、そういうふうなんですと比較的やりやすいんですが、なんかその、一生懸命配付しない理由を言うて回らんといかんわけで、こんなたくさんの人にね、口に戸を立てられませんのでね、まあ本当に要らん苦勞をするんですよ。ですから、その辺のところもよくお考えをいただいて、進めていただいたらと思うんですね。私はまあ先ほど最初に言いましたようなことを思っていますので、今お聞きをしたわけです。

それとね、もう1点だけ聞いて、それなら一応終わりにしましょうか。まだ何ぼでもあるんやけども、余りみんなもう堪能しとってみたいなんで。

その下に、人生80年いきいき住宅助成事業が計上をされております。これも以前から私もお聞きをしたこともございますし、他の議員さんからも聞かれておったように記憶をしております。県の事業の部分がありますので、なかなか町が思うようにいかないという事情もある程度わかっておるつもりなんですけど、これはどういうふうに24年度は進めようとされるのか。補正で減額したやつじゃないんかと思うんですけどね、ちょっと今見てないんですけど、補正のことはもう済んだんで、それだけ。細かいことですが、大事だと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長 人生80年いきいき住宅助成でございますけども、制度自体は23年度・24年度、ともに同様の制度でございます。兵庫県の制度を活用いたしまして、県から補助金2分の1をいただいております。特別型・一般型・増改築型とございまして、介護保険の認定を受けていらっしゃる方、また一般型では60歳以上の高齢世帯の方、また身体障がい者等の世帯ということで、それぞれの事業要件はございますけれども、対象限度額というものもございます。予算的には23年度と同じ予算で24年度も積算をしております。

4 番 簡単に数点お聞きしたいと思います。

今、国政では消費税をどうするかということが非常に大きな議論になっておまして、大体、政府のチェックをしなければならぬマスコミも含めて、もう消費税は絶対上げなければならぬんだという、それを立場にして、もう民主党や自民党等にけしかけておるといって——マスコミがそうでありますから、大変な状況になっておるところであります。

そんな状況の中で、町民の皆さんからもお聞きをしてるんですが、「個人も大変だけど10%になったら町も大変でしょうね」という話もありましてね。大体「そらそうですわ」ということで話をするんですが、大体ことしの一般会計の中で、69億円の中で、予算レベルでの支払消費税は幾らと見込まれておりますか。

企画財政課長 あくまでおおむねでございますが、例えば予算編成の概要の9ページで申し上げますと、対象とならないのは人件費、それから真ん中下あたりの公債費、積立金、貸付金、繰出金、予備費。これらは消費税の対象とはならないと思いますので、これに5%をかけますと約2億3,000万円程度になるかと思っております。

4 番 それだけの消費税が現在でも要ると。それが10%になると、なおさら大変だということになるわけですね。これらの費用は、自主財源との比率も書いてありますけれども、その数字の中から支出ということになるわけですか。

副 町 長 一般会計におけるみなし消費税ですが、いま近藤課長が申しあげましたですけども、それぞれ性質別における、例えば補助費等は、一部事務組合等もございまして、その中では人件費等が相当分、出てまいります。ここでいいますところの物件費でありますとか、補助費の約3分の1。普通建設事業費はこれ丸っぽ。

災害復旧事業費についても全額。繰出金につきましても人件費相当分がありますし、償還部分に関する繰出金もございます。これら等を3分の1ほどと計算いたしまして、約1億2千5、6百万円といったような計算が出てまいります。これら合うておるかどうか、また後ほど計算してみたいと思います。

4 番 こういう質問も、町民の皆さん方から私がされたわけでありまして、「それはまた確かめてみましょう」ということになっておりますので、正確な数字もまた示していただければありがたいなど。そんな観点で町政も財政も見ておいてほしいなというふうにも思います。

次に、岡田副総理は「消費税を値上げした分は市町村にも回るんだ」というふうなことを言うておるわけですが、値上げをしてプラスマイナスどうなるかというふうなことも、大変ですけど、話の材料であります。本当に大変に消費税が上がりますと景気が悪くなるという、そんな状況の中なんですね。またそういう中で本年度は町民税が、個人町民税・法人町民税とも増額ということになっております。年少扶養控除の廃止に係るものがあるとしても、景気が悪いというふうにいわれておる状況の中でも、この数字というのは見込める数字なんでしょうか。

税 務 課 長 まず個人町民税ですけども、前年度比4.9%増を見ておりますけれども、これは何といたしましても子ども手当の年少扶養控除の廃止とか、高校無償化によるその上乘せ分の廃止によるものが大きいと考えておりまして、約5,000万円を見込んでおります。個人所得については若干の減を見込んでおりますけれども、相対的には子ども手当の年少扶養控除が廃止になったというのが原因です。

それと、法人につきましましてはヨーロッパの問題とか円高——最近では円安というふうな流れにはなっておりますけれども、そういった経済の悪化が懸念されますけれども、今後、東日本大震災からの復興に関する事業等で景気回復も見込まれるんじゃないかということで増を見ておりまして、この分につきましましては確保できるだろうということで積算をいたしております。

4 番 固定資産税については、住宅関係の評価替ということがいわれておりますけれども、今回提案されております補正予算の額と比べても、減っておるという状況ですから、これはこんなに減るのかなと、実際ちょっと疑問に思っておるわけなんですけれども、どうなんでしょうか。また、後の補正用の財源として隠し持っておこうというふうなこともあるんでしょうか。

税 務 課 長 そういうことではございません。固定資産税につきましましては、24年度は3年ごとに行っております評価替の年に当たりまして、土地におきましても、ご承知のとおり地価が下落いたしております。評価額全体で3%ぐらいの減を見ております。課税標準につきましましては2%の減と見ております。今回、とりわけ家屋につきましましては——これも評価替ですけども、経年減価が大きく下がるということと、それと、3年前に比べまして建築物価——再建築費評点補正率というんですけども、これも下がるということで、掛け合わせますので今回、家屋の減が大きいと思っております。

4 番 固定資産税というのは大変、性格的に難しいものだと思いますが、非常に大きな収入の部分をお占めておりますので関心を示しておるところであります。

JR等は、かつては交付金としてあったわけですが、これらのものについてもどういう計算方式で固定資産税がかかっておるんでしょうか。

税 務 課 長 JRの分につきましても、固定資産税として、しております。課税となっております。約700万円ぐらいを見ております。固定資産税の中に入っております。

4 番 それらは、正当なといいますか——当然もらわなきゃならないわけですが、評

価が低過ぎるとか、そういうことではないんでしょうね。

税務課長 そういうことではございません。

4 番 詳しくはまたお聞きをする点もあろうと思いますけれども、注意を払っておきたいと思います。

それから、その他、歳出の面で二、三点お聞きをしたいと思うんですが、近年、「駅前を中心にしたまちづくり」ということが大きな課題となっておるといふように強調されております。駅前対策関連につきましては、この補正で23年度分は減額をされておりました、改めて当初予算に積み立てておるところでありますけれども、あわせて、都市計画の再検討――駅前広場あるいは都市計画街路網等についての、そうした関連の予算も出されておるところであります、まとまってこういう形で出るのは久方ぶりのことでございます。

福崎町の将来の基本的なまちづくりの構想が、大きく再検討をしていこう、あるいは駅前について改めて組み上げていこうということではありますが、これが本年度、どこまでの進捗を計画していっておるかお聞かせをいただきたい。全体の計画がどうであって、本年度どこまでやるかという、そういう観点でお答えをいただければありがたいと思います。

技 監 今まで、駅前周辺について何度かご説明してきておりますけれども、県、JR等と計画の検討をしているというところです。まだ今年度は、県と、ルートとか駅前の形について何度か絵を描き直したりしているような状態です。

県道甘地福崎線につきましては、我々とすれば、できることであれば計画を少しでも段階的に進めるために都市計画等ができたらと思っております、その関連で、町内には都市計画決定された道路が何本でしたか……六、七本あって、進捗率は約50%ということです。

それらについて、当面事業をする見込みのあるもの、必要なもの、そうじゃないものというものがあまして、駅前の検討をするのにあわせてそれらの路線も見直しをする必要があると考えました。来年度、都市計画道路についても見直しをできたらと思っております。

4 番 なんかわかったようなわからないような話で、駅前についても今までと余り答えが変わってなくて、ことし300万円やったかいな……。何百万か出てましたね。それだけをかけて、まだ「JRやら県とまだ話し合いを重ねるんだ」というだけ、何百万円というのは、ちょっと答弁としては、物足りないなと思うんですね。「コンサルにこれだけかけるんだ」とか、あるいは「これだけの事業をやるんだ」とか、住民との話し合い、あるいは「組織を立ち上げてこうやるんだ」とかということになれば、この金額もそうかなと思うのですが、今の答弁ではこの金額は、ちょっと内容的に納得できないなと思うんですが。

副 町 長 技監を初めまちづくり課長がそれぞれ対応すべく、それぞれの地元へ入って話を重ねております。また県との協議、JRとの協議もやっておるわけですが、けれども、諸般の事情にて、なかなか前へ進捗はしていないというのが実態であります。

しかし今、技監が申しあげましたように県道甘地福崎線等につきましては、やはり都市計画決定を打つような形の中で新たな事業展開を目指したいという思いもございまして、県におきましても、やはり県道甘地福崎線を整備するに当たって、それぞれの県道の事情等の検討も加えなければならないとも聞いておりますし、そういう中での精査をしていきたいということでもあります。

それら諸般の事情が精査された段階で、予算にあげておりますこういった委託料はある程度の部分は使えるのではないかとこのように思っております。全く使

わないというものではございませんが、それらについての部分をまだまだ整備して、それぞれ話し合いをしながらどういう方向性にとりあえず模索もまだまだ必要性がございますので、その諸般の事情をくみ取っていただければありがたいかなというように思っております。

しかし町の意気込みとしては、都市計画道路網でありますとか、駅周辺整備に対する思いは、やはり予算にあらわしておかなければならないという部分もございまして、計上はさせていただいております。

- 4 番 長年の懸案事項ですから、ぱっと思いついて取り組みかけた途端に、すぐもう急展開して進んでいくというほど簡単なものではないということは、町民の皆さんも私たちもわかるところでありますけれど、ただ単なる「意気込みを示すためにだけに予算を置いとくんだ」ということでは、これはならんわけでありまして、これだけの事業をこじは進捗——ここまでやりたい、取り組みたいという、その中身を示していただきたい。全体としてはどれぐらいの方向で進んでいくんだという方向を示さないと、住民の方々の焦燥感もますます募るということになろうと思います。

副 町 長 そういう点も含めまして、検討を加えさせていただいておるわけでありましてけれども、やはり一番の中心となるものが県道甘地福崎線であります。それと同時に、福崎町の行う駅前広場。この2点が駅周辺整備を今回推進するに当たっての基本路線というところなんです。この基本路線を示せないのが非常に残念でありますけれども、その根幹をなす県道を、何とか県で整備していただくに当たってという、その前段の交渉ごとに時間をとっておるといような今の対応のあり方あります。

また地元区におけるそういったような方々の熱意というんでしょうか、そういった機運も盛り上げていきたいと思っておりますし、駅を中心とした商業の活性化でありますとか、そういった分野についても期待を持ちたいとも思っております。播但線沿線におきます、駅周辺における活性化事業というのは、それぞれの町の課題でもありますし、取り組み等についても横断的な形で検討を加えたいといった話し合いも、ようやくと始まったところでもありますので、それらについても町村会、首長会議等でもそういったお話はお願いしたいなというように思っております。

- 4 番 ぜひそんな取り組みを進めて、町民の皆さん方自身も、自分たちも考えて努力し、一緒にできるという、そういう進め方をお願いしたいと思っております。

さて次に、松くい虫の関係ですが、もう被害の拡大したところはこの航空防除を撤退して絞ったということですが、私に言わせれば航空防除を減らしたところから順番に枯れていっているということですから、防除をやめた途端に枯れるわけですから、これをどんどんどんどん減らしていくとなりますと、一定の期間で見ればもう無駄遣いみたいな感じがしなくもないんですね。もう西のほうの山なんかひどいもんですわ。この点でいきますと、本当に「この区域のものだけはちゃんと守っていききたい」という、そういうものがあつてずっと航空防除やその他の防除も含めて、対策を進めていくというふうなことがあるのか、もうただ「こういう制度があるから、とにかくここはまだ青いからちょっとやっとう」というふうなことだけでなら、なんかもう変な感じがするんですね。私はもう——松の必要性や航空防除の必要性も認めておるほうなんですけれど、これだけ減らされてきて、少しずつ残してだんだん減らすというふうなやり方は、どうもいただけないなと思っております。

産業課長、一つこの航空防除の、絡んで松くい虫対策ですね。基本的にどれだ

けのものを守っていこうというような、そういうものはあるんですか。

産業課長 全体の福崎町の産業の中で、松自体を守っていこうという全体計画等につきましては、福崎町森林整備計画等では定めておりますけれども、やはり松が残っている部分につきましては当然守っていくと。一番元の、昔になりますと、当然、福崎町にはたくさんの松が生えておりました。そういった中で、松くい虫という虫が存在してきまして、枯れ始めたということから、松くい虫の航空防除が兵庫県内でも行われてまいりました。

当然、我々も昔の方々が植えて守ってこられた松でございますので、当然それを守っていく。また山林の防災につきましてもそういった中で守っていくということで、福崎町におきましては今言われましたように、枯れたところからやめていく。枯れているところは、やっても仕方がないのでやめてきております。かといって、一度に全部をやめてしまうと、一度に全部枯れてしまう。全部が枯れてしまうと、やはり防災面におきましても、なかなか難しいことが――災害が起こったりも予想されますので、やはり今残っている部分につきましては、何とか残していきたいということで頑張っているところでございます。

町長 私たちも松を守りたいと思っておりますけれども、次々次々規制が強化をされてまいりますと、できないんです。例えば「道の通っているところから200メートルはやってはいけませんよ」とか、「人家があるところからは……」と、その範囲がぐんぐんぐんぐん広がってまいりますと、私たちの努力では法律のほうをより優先をいたしまして、どうしてもできない。これなら小林議員が言われますように、「こんなことしよったら無駄遣いではないか」というじくじたる思いは、こちらにも実際はあるわけなんです。

しかしながら、「日光寺は道が通ってるから、そこへは航空防除はやったらあきませんよ」とかいう規制がどんどん強まってまいりますと、それに逆らってやれないということになりまして、本当に残念な結果になりつつあるわけですが、しかし守るべきところは守っていかなければいけないのかなという、私の思いはそうありますが、さらに上級の規制がぐっとかかってまいりますと、それもやれないという、その辺の悩みは持っております。

4番 大変難しいところでありますけれども、やめたから枯れたという認識になっている部分が自分の中に多い――認識があるということはお伝えをしておきます。

次に予防費の関係ですが、先ほど介護保険の話もあり、国民健康保険もこの後、質疑の対象になりますけれども、医療費をどう抑制するかというふうなことが問題であります。この予防費が昨年度当初比で1,700万円マイナスであるというのは、これどういうことなのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 予防費の中で大きな――23年度としましては、国保の特定健康診査等委託料というものを500万円、予算であげておりました。これにつきましては、ことし24年度については国保会計で520万円を計上いたしておきまして、一般会計には計上しないで直接国保会計から支払いとしておきまして、約500万円減っております。

それと、子宮頸がん等のワクチン接種でございますが、これも22年の11月ぐらいから始まったわけなんですけれども、23年度では子宮頸がんヒブワクチン、それと小児用の肺炎球菌ですけども、大分大きな見積もりをしておいたわけなんですけれども、実際なかなか任意接種で、予算も今年度においては補正で減額しているような状況でございます。当初予算と対比しますと、1,000万円ほど減額をしております。そういったことが大きな原因でございます。

4番 今回提案されております平成23年度の補正予算で減額をされた残りの金額よ

りもまだ少ないものですからね。これはもう、編成方針で「受診率をふやす努力をして」と書いてあるけれども、一体これはどういうことかなど。ことしの最終補正よりまだ少ないのはどういうことかなどという、それが質問のきっかけがありますが、500万円は国保へ移ったということのようですが、医療費抑制のためには健康でいてもらうという立場で、予防費というのは重要な役割を占めると思うわけですね。そんな意味でぜひ、必要なら補正予算も当然組まれるべき筋合いのものでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、教育長にお尋ねをしておきますが、子育て全体が教育委員会に移っておるわけでありまして、教育委員会の持つ責任というのは非常に大きな部分になりました。社会教育のことも絡んで、観光行政にまで影響を持つという、非常に大きなことになったわけですね。

その面で、この予算編成――細かな、学校の不登校対策からその他のことをずっといろいろ通して出しておるわけで、努力されておるのは察せられるわけですが、町当局は町長が所信表明をしましたので、教育委員会は教育長の所信表明として、今年度この予算を通じて、何を目指してどこまでやりたいかという、それを短時間でお聞かせいただきたいと思えます。

教 育 長 想定をしておりますので、うまく答えられるかどうかわかりませんが、私はいつも言っていますように、子どもはたった一つの命を持って、たった一度きりの人生を歩んでおります。ですから、子どもたちが福崎町に生まれてよかった、福崎町で育ってよかったと、そういう教育行政を、私なりに力いっぱいやっていきたいと、こういうふうに思っております。

4 番 では具体的にどれかといえば、現在いろいろやっていることでございますし、今年度も新しいことを、町当局のご支援を賜りまして人材等を投入しております。先ほど言いましたように、観光行政にまで影響する部分も教育委員会は持たなければならぬわけでありまして、本当に重要でありまして、教育委員会と教育長の役割というのは非常に重要でありますから、その点で、方針をどこでもぱっと言えるようにやっていただければ、大変ありがたいと思っております。

さて最後に、近藤さんにお聞きしますが、歳入全体の中で、税外のいろんな負担金、あるいは手数料等、住民の負担すべきものがたくさんあるわけですが、それらが今年度の当初予算では単価の値上げ等を考えられておる部分はどれだけあるのかなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

企画財政課長 住民の負担となります負担金ですとか使用料、手数料。こういったところの単価的な見直しにつきましては、24年度についてはしておりません。

4 番 わかりました。学校の給食費とか保育所の保育料、その他についてもないということですか。

企画財政課長 給食費も前年同額でございます。保育料につきましては、また新年度に入ります正式には決定いたしますが、現在のところはこれまでどおりの考え方で予算を見ております。

議 長 ほかにございませんか。

2 番 ただいま小林議員が主立った骨子を聞かれましたので、私は細部にわたって教えていただきたいんですが、予算の概要の14ページ。新規の事業の（仮）福崎東部学童保育園建設事業で、田原地区・八千種地区を対象とした学童保育園を整備ということなんですけれども、建物の規模とか、また田原・八千種校区で大体どれぐらいの学童保育の希望の方がおられるということを考えておられるのか、教えていただきたいと思えます。

学校教育課長 学童保育園なんですけど、現在開設しております福崎小学校の状況を見ますと、ピーク時には70人を超えてくるような状態です。その指針によれば、1学童保育園というのは規模は70人程度というのがございますので、それを越えてきたというところもございまして、それと利便性も含んだ形から、田原保育所跡地へ設定を考えております。

規模につきましては、1保育園70人という基準がございまして、それを目指したいと考えております。約2教室プラス、共用部分のトイレでありますとか玄関等になると思います。面積的には170平米から180平米ぐらいのものを予定しております。

- 2 番 田原地区の児童というか、希望者は多いと思うんですけど、現在も八千種地区から福崎小学校に1人か2人ということですので、田原地区にできますと、今まで以上に希望者がふえると思うんですけども、田原地区の児童に比べるとすごく人数が少ないと思うんですけど――八千種地区は生徒数も少ないですので当然ですけども、八千種地区の児童が行きやすいと思うんですけど、そういうふうなことを――今バスで迎えに行っていたらいいんですけど、割りとき学校の授業が終わったときにすぐ出てきたらいいんですけど、なんかちょっともたもたしている時間なくて、送迎の方も苦労されるようなんですけど、そこらの、送迎のことにしても、いい手だてというんですけど、授業をぎりぎりまでされるとなんかいっぱいということになるんですけど。

学校教育課長 現在、保育園バスを利用して運行をしております。福崎小学校までの運行時間が現在かかっておるんですけど、これが近くなるというところ。それと低学年及び――2回に分けて運んでおるような実態がございまして、その実態が大きく変わるかという、そうではないんですけど、少し時間的な面では短縮されるのかなと、その運行時間の短縮は見込めるのかなと思っております。

- 2 番 それと、その下の拡充事業ということで、放課後子ども教室事業。現在も毎週月曜日に3時から4時まで、小学校1年生の児童を対象にさせていただいたと思うんですけど、この拡充というのは、今よりもどのように拡充になるのか、教えていただきたい。

企画財政課長 この新規ですとか拡充につきましては、13ページの上にちょっと注意書きしてるんですけど、「新年度で比較した場合」ということで、八千種につきましては23年の当初予算では見込んでいなかった部分でございまして、拡充という表示をしております。内容的には恐らく現在と変わらないと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第20号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ごございませんか。

- 4 番 国保会計の運営を都道府県単位でという方向が出されておまして、保険そのものを都道府県単位でやっていくというのは、法的にも準備は進めていくということのようですが、実質的な財政運営の、県単位での方向づけという、そんな方向が出されているいろいろ進められておるようでありまして、それは、現在どのような内容で進められており、本年会計にどのような影響が及んでおるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 国保の広域化につきましては、兵庫県の財政安定化支援方針という大きな枠で議論をされております。ただ、平成30年を目途と国も示しておりますとおり、

まだまだ詳細な部分については県も進んでいないという状況でございまして、兵庫県自体も財政的な問題もありまして、なかなか積極的には取り組んでいないという状況でございます。

24年度の予算につきましては、影響するものは特にはございません。

4 番 そうですか。調整交付金の県と国の負担率が変わったことぐらいですか。

この点については、前に一般質問で広域化の問題についてはいろいろ議論したところでありますが、まだまだ、町が責任を持って健康を守っていくという、国保を運営しなければならないという、そういうことだと思います。そんな面で、ぜひ責任のある取り組みをお願いしておきたいと思うわけですね。

一般会計からの繰り入れがふやされたということは、補正予算のところでも説明があり、冒頭の当初予算の説明にもあったわけですが、保険税にもう少し影響するような形ではなかなかいかないのかどうか、その点についてはどうなんでしょうか。保険税をもう少し下げるという方向で、繰り入れをふやすという方向づけはできないのかというのが1点です。とりあえず。

副 町 長 上昇分を抑えるといったような形の中での対応だと思っております。上げるのを助けるための見直しではございません。基本的には法定繰出分で、これは総務省財政課長内かんにおける通達がございまして、ルール分としては支給しております。

それとともに、今までも論議をさせていただきましたですけども、国民健康保険につきましては「皆保険制度の最後の砦」というように言われておりまして、いわゆる低所得者層が非常に多いといった中での、今回の一般会計からの繰出基準を見直しさせていただき、こういったような形で対応させていただいたところでもあります。

4 番 それと、税率につきましては5月ぐらいに正式にはなろうと思っておりますが、予算そのものがそれを前提とされておりますが、資産割を減らして所得割を引き上げていくという、そんな方向のようですが、全体としてこうなりますと、応能・応益のその比率はどんなふうに変化をするんでしょうか。

税 務 課 長 まず医療分につきましては、現行が、応益割が52.52%です。応能割が47.48%となっております。それを、これは仮数値ですけども、これに当てはめると、応益割が47.41%、応能割が52.59%となりまして、応益割が下がりまして、応能割が上がっているというのが実態でございます。

4 番 それから、先ほど志水議員からもあったわけですが、税の収納を94%と見込まれると残りの6%が善意のものにかかってくるという話もありましたけれど、これらの点については、何とかもう少し高く見るということではできないのかという、それが1点。

それから、問題はこの医療費見積もりの伸びをどれだけ見るかということですが、もうここまできますと、医療費見積もりというのは、もう見積もりはやめて、そして実績で計算をして、そしてもしふえたら翌年度会計で足らざるは支払うというふうに、後送りの会計方式にしてもこれはいいんじゃないかと。そのほうが実績に見合う予算ということになるわけですからね。幾らふえるだろうという推計をやって、推計税率を決定するという方式はもう改めてもよいのではないかと。ここまで税が高くなりますと、そんなふうにしてもよいのではないかと思うんですが、その点いかがですか。

副 町 長 これは国民健康保険の医療だけではなくして後期高齢・介護も一緒でありますけれども、保険給付に対する部分は財源構成を照らし合わせて、その残りはやはり税・料に求めなければならないというところがございまして。

これらを含めまして徴収率をつくらせていただいておりますのが実態でありまして、これは後期高齢の広域連合の会計でも同じような見直し方法——ことし後期高齢も見直しをさせていただいておりますけれども、2年に1回の見直しにつきましても、この収納率を使わせていただいておりますというところでございます。これらは、そのまま支払いをした人に対する負担割合がかかってくるのではないかとといったような形でありますけれども、やはり私どもが求めております生活実態でありますとか、そういった事柄に応じた形の中で、全体で構成をしていただくという観点からは、この徴収率を使わせていただくほうが妥当性があるのではないかとこのように思っております。

それからもう1点、保険給付の関係でありますけれども、「実績に基づいて翌年度精算」と、こういう事柄でありますけれども、やはりその年度に使われたものをその年度に支払うという原則がございます。それとまた、その年度で支払いができない分については、その支払いを繰り延べするという方法があったり、また後年における歳出がたまたまあって財源が足りない場合における繰り上げ利用といったような事務手続がそれぞれ煩雑でありますので、やはりその年度年度の予算の原則に合わせた形での単年度処置というものを求めてまいりたいと思っております。

それともう1点でありますけれども、後期高齢は2年に1度、介護保険については3年に1度の見直しでありますけれども、やはり国民健康保険につきましても、制度的な安定をある程度持ちたいというような形にもなっておりますので、やはり2年ないし3年の保険給付費の推計から合わせた中で求めていきたいなどと思っております。それぞれ被保険者等については、そう多く違いが出ないというところもありますし、近年におけます保険給付につきましても、高額医療とかそういったような対応のあり方、これらにつきましても制度ができておりますので、ある程度の部分は断定的な取り組みの中で、中期財政運営で対応できるのではないかとこのように思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第21号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第22号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第23号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第24号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 議 長 ございませぬか。
- (「ありませぬ」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計予算について、ご質疑がございませぬらどうぞ。
- 3 番 近年、複数年度で順次、福田水源地で無塩素注入警報装置の設置が進められてきたと承知しています。夏の暑さ厳しいときに塩素注入が中断・停止する現象が起きやすいということで、最も塩素殺菌が有効に機能すべきときにこうした現象が起きれば、速やかに機能回復の措置が行われるべきことは当然であります。
この無塩素注入警報装置の福田水源地での整備の状況、及び井ノ口水源地についてもこうした面での対応はどうなっているのか。県水については県で対策が行われていると考えるものでありますが、全体として福崎町の水道水における塩素殺菌の無塩素注入の対策について、現時点でどのようになっているのか、お答え願いたいと思います。
- 水道課 長 福田水源地におけます塩素の無注入状態の把握につきましては、感知をして警報が飛ぶような装置を順次、設置をしてまいりました。その結果、各配水池へ送っております管路につきましてはすべて探知機の設置が終わっております。井ノ口水源地につきましては以前から塩素濃度による監視を行っておりますので、井ノ口水源地につきましても整備ができております。
- 3 番 そういたしますと、23年度中に福崎町の水道については、塩素注入の警報装置を含めて対策が完了したということによろしいでしょうか。
- 水道課 長 そのとおりでございます。
長 他にございませぬか。
- (「ありませぬ」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第26号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご質疑がございませぬらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありませぬ」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第27号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご質疑がございませぬらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありませぬ」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第28号、福崎町営土地改良事業の計画変更について、ご質疑がございませぬらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありませぬ」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第29号、字区域の変更について、ご質疑がございませぬらどうぞ。
(「ありませぬ」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第30号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(水処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、ご質疑がございませぬらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第31号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に
議 関する基本協定の一部を変更する協定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質
疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております議案第1号及び議案第2号に
ついてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決
をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号及び議案第2号については、本会議において即決すること
に決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第1号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について、討論がござ
いましてどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第1号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のと
おり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
議案第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について、討論が
ございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について、原案の
とおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。本件を議題として、お諮りいたし
ます。
議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の4件については、

平成24年度の一般会計を初め、各特別会計の予算審議であります。

お諮りします。

平成24年度の一般会計及び各特別会計について、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、平成24年度の一般会計及び各特別会計、議案第19号から議案第22号の4件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名することとなっています。

よって議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは指名をいたします。

1 番	北山孝彦議員	3 番	石野光市議員
7 番	前川裕量議員	9 番	宮内富夫議員
11 番	東森修一議員	13 番	城谷英之議員
15 番	高井國年議員		

以上の7名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました7名を予算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました7名の議員を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。

それでは、議案第3号から議案第31号までの29件をそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第3号は総務文教常任委員会に、議案第4号・議案第5号・議案第6号・議案第7号・議案第8号は民生常任委員会に、議案第9号は産業建設常任委員会に、議案第10号は民生常任委員会に、議案第11号は総務文教常任委員会に、議案第12号・議案第13号・議案第14号は民生常任委員会に、議案第15号・議案第16号は産業建設常任委員会に、議案第17号・議案第18号は民生常任委員会に、議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号は予算審査特別委員会に、議案第23号・議案第24号は産業建設常任委員会に、議案第25号・議案第26号は民生常任委員会に、議案第27号・議案第28号・議案第29号・議案第30号・議案第31号は産業建設常任委員会に、以上のおり付託をいたします。

よって、予算審査特別委員会は4件、総務文教常任委員会は2件、民生常任委員会は13件、産業建設常任委員会は10件、以上29件をそれぞれの委員会に

付託をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本定例会 2 日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 2 1 分

議 長 なお、予算審査特別委員会の委員の方は、3 時 3 0 分から引き続き、第 1 委員会室にご参集をお願いいたします。